一〇〇〇（甲）荷札　瓩（内装共）
（乙）其ノ他　瓩
二〇〇一　**マッチ**用**レーベル**　瓩（内装共）
二〇〇九　其ノ他　瓩（内装共）

八三〇　謄寫版用原紙
一〇〇〇（甲）毫紙ヲ有スルモノ　瓩（内装共）
二〇〇〇（乙）其ノ他　瓩

八三一　罫紙、簡箋其ノ他類似ノ筆記用、圖畫用又ハ打字用ノ箋紙
一〇〇〇（甲）簡箋（封筒附ノモノ）　瓩（内装共）
二〇〇〇（乙）圖畫用紙**ブロック**　瓩
（丙）其ノ他
（一）**メカニカルウツド**（**パルプ**ヲ含マザルモノ）　瓩
タイプライター用紙（函入ノモノ）　瓩
三一〇一
三一〇九　其ノ他　瓩

三一〇〇（二）其ノ他　瓩

八三二　白紙**カード**類
一〇〇〇（甲）濾線ヲ有スルモノ及縁ニ金屬ヲ施シタルモノ　瓩（内装共）
二〇〇〇（乙）其ノ他　瓩（内装共）

八三三　私製葉書
一〇〇〇（甲）寫眞ヲ燒附ケタルモノ　瓩
（乙）其ノ他
二一〇〇（一）印刷、型押、縮緘若ハ表面著色ノ工ヲ施シ又ハ抄漉ニ依リ模様若ハ意匠效果ヲ現シタルモノ　瓩（内装共）

二一〇〇（二）其ノ他　瓩（内装共）

八三四　**クリスマスカード**其ノ他類似ノ**カード**（封筒ノ有無ヲ別タズ）　瓩（内装共）
三一〇〇

八三五　**カードカレンダー**及**ブロックカレンダー**　瓩
八三六　書式及圖式類

一〇〇〇（甲）機器裝置用圖式　瓩
二〇〇〇（乙）其ノ他　瓩

八三七　寫眞寫紙
（甲）表紙ヲ有スルモノ
一一〇〇（一）表紙ガ**メカニカルウツドパルプ**ヲ含マザル紙ヨリ成ルモノ　瓩
一一〇〇（二）其ノ他　瓩
二一〇〇（乙）其ノ他　瓩

八三八　封筒
バンクノートペーパー、**レツヂヤーペーパー**、**カートリツヂペーパー**、**ケント**紙、**ワツトマン**紙、鳥ノ子紙其ノ他類似ノ紙ヨリ成ルモノ
一〇〇〇（甲）　瓩（内装共）
（乙）包裝用紙製ノモノ
二〇〇一　**クラフト**紙製ノモノ　瓩
二一〇〇九　其ノ他　瓩
三〇〇〇（丙）其ノ他　瓩（内装共）

八三九　紙袋
（甲）包裝用紙製ノモノ
一〇〇一　**クラフト**紙製ノモノ　瓩
一〇〇九　其ノ他　瓩
二〇〇〇　瓩

八四〇　白紙帳簿
一〇〇〇（甲）革貼、絹布貼又ハ絹入布貼ノ表紙ヲ有スルモノ　瓩
（乙）紙製ノ表紙ヲ有スルモノ
二一〇〇（一）**メカニカルウツドパルプ**ヲ含マザルモノ　瓩
二一〇〇（二）其ノ他　瓩
三〇〇〇（丙）其ノ他　瓩

八四一　**アルバム**及切貼帳
一〇〇〇（甲）革貼、絹布貼又ハ絹入布貼ノ表紙ヲ有スルモノ　瓩
（乙）其ノ他
二一〇〇（一）蓄音機**レコード**用ノモノ　瓩
二一〇〇（二）寫眞用又ハ葉書用ノモノ　瓩

	二三〇〇	(三) 切貼帳	瓩
	二四〇〇	(四) 其ノ他	瓩
八四一		書類綴、書類挟其ノ他類似ノ書類入	
	一〇〇〇	(甲) 布吊貼ノモノ	瓩
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
八四三	〇〇〇〇	**カルトン**其ノ他類似ノ板紙製容器(装飾ヲ施サザルモノ)	瓩
八四四	〇〇〇〇	張子細工品其ノ他類似ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	瓩
八四五	〇〇〇〇	**デカルコマニア**	瓩
八四六		寫眞	
	一〇〇〇	(甲) 寫眞ニ貼ラザルモノ	瓩
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
八四七	〇〇〇〇	書畫	
八四八	〇〇〇〇	書籍、繪本、書類及樂譜(印刷シタルト否トヲ別タズ)竝ニ新聞、雜誌其ノ他別號ニ掲ゲザル印刷物	瓩
八四九	〇〇〇〇	地圖、海圖、設計圖、圖表及解說圖	瓩
八五〇	〇〇〇〇	紙幣、銀行券、利札、株券其ノ他ノ有價證券	瓩

八五一		屑又ハ故ノ紙	
	一〇〇〇	(甲) 故薪聞紙及故雜誌	瓩
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
八五二	〇〇〇〇	紙製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	瓩

第九類　礦物、窯業產品及其ノ製品

番號	品名	單位
九〇一	〇〇〇〇 水及氷	瓩
九〇二	〇〇〇〇 珪砂及珪石	瓩
九〇三	〇〇〇〇 輕石	瓩
九〇四	〇〇〇〇 **クリオリット**及螢石	瓩
九〇五	〇〇〇〇 **ボート**、**カーボナート**其ノ他ノ黑色**ダイヤモンド**	瓩
九〇六	〇〇〇〇 土、砂及礫(別號ニ掲ゲザルモノ)	瓩
九〇七	〇〇〇〇 石灰石	瓩
九〇八	〇〇〇〇 **ドロマイト**及**マグネサイト**(燒キタルモノヲ含ム)	瓩
九〇九	〇〇〇〇 **タルク**及**ソープストーン**	瓩
九一〇		**リソグラフイックストーン**	
	一〇〇〇	(甲) 工ヲ加ヘザルモノ	瓩

	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
九一一	〇〇〇〇	石炭	瓩
九一二	〇〇〇〇	煉炭	瓩
九一三	〇〇〇〇	**コークス**	瓩
九一四	〇〇〇〇	**金剛砂**、**コランダム**、炭化珪素其ノ他別號ニ掲ゲザル研磨材料	瓩
九一五		研磨料(其ノ儘使用ニ適スルモノ)	
	一〇〇一	(甲) 粉狀又ハ粒狀ノモノ	瓩
		カーボランダム、**アランダム**其ノ他人造ノモノ	
	一〇〇九	其ノ他	瓩
	二〇〇〇	(乙) 液狀又ハ泥狀ノモノ	瓩
		(丙) 紙ニ塗リタルモノ	
	三一〇〇	(一) 耐水性ノモノ	瓩
	三二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	四〇〇〇	(丁) 布ニ塗リタルモノ	瓩
		(戊) 砥石	
	五一〇〇	(一) 人造ノモノ	瓩
	五二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	六〇〇〇	(己) 其ノ他	瓩
九一六	〇〇〇〇	貴石、半貴石及別號ニ掲ゲザル其ノ製品	瓩
九一七		琥珀及別號ニ掲ゲザル琥珀製品	
	一〇〇〇	(甲) 工ヲ加ヘザルモノ	瓩
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
九一八		石膏及別號ニ掲ゲザル石膏製品	
	一〇〇〇	(甲) 成形シタルモノ	瓩
		(乙) 其ノ他	
	二一〇〇	(一) 燒キタルモノ	瓩
	二二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
九一九		黑鉛及別號ニ掲ゲザル黑鉛製品	
	一〇〇〇	(甲) 塊及屑	瓩
	二〇〇〇	(乙) 坩堝、**マツフル**其ノ他類似ノ灼熱用容器	瓩
	三〇〇〇	(丙) 其ノ他	瓩
九二〇		雲母及別號ニ掲ゲザル雲母製品	
	一〇〇〇	(甲) 塊及屑	瓩
	二〇〇〇	(乙) 板	瓩
	三〇〇〇	(丙) 其ノ他	瓩
九二一		石綿及別號ニ掲ゲザル石綿製品	

一〇〇〇 (甲) 塊及石綿粉 瓩
二〇〇〇 (乙) 纖維狀ノモノ 瓩
三〇〇〇 (丙) 絲、線、繩、綱索其ノ他類似ノモノ 瓩
(丁) 紙及板
四〇〇一 板 瓩
四〇〇九 其ノ他 瓩
(戊) 其ノ他
五一〇〇 (一) **ブレーキライニング** 瓩
五二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

九二二 保溫用礦物調合品及同製品
一〇〇〇 (甲) 粉及粒 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

九二三 煉瓦
(甲) 燒キタルモノ
一一〇〇 (一) 耐火煉瓦及耐酸煉瓦 瓩
一二〇〇 (二) 其ノ他 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

九二四 瓦
(甲) 燒キタルモノ及硝子製ノモノ
一一一〇 (一) 貼附瓦
(イ) **モザイックタイル** 瓩
一一二〇 (ロ) 其ノ他 瓩
一一三〇 (ハ) 其ノ他 瓩
(乙) 其ノ他
一二〇〇 (一) 石綿入**セメント**製ノモノ 瓩
(二) 其ノ他
二一〇一 石板石製ノモノ 瓩
二一二〇九 其ノ他 瓩

九二五 耐火性粘土製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
一〇〇〇 (甲) 坩堝、**マツフル**、**レトルト**其ノ他類似ノ製品 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

九二六 〇〇〇〇 硝子棒及硝子管 瓩

九二七 硝子板 (礬カザルモノ)
(甲) 無色平面ノモノ
一一〇〇 (一) 厚サ二・五粍ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
(二) 其ノ他
(イ) 一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
(ロ) 其ノ他 九・二九平方米
(ハ) 其ノ他
一一一〇 (一) 厚サ三・五粍ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
(二) 其ノ他
(イ) 一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
(ロ) 其ノ他 九・二九平方米

九二八 硝子板 (磨キタルモノ)
(甲) 無色平面ノモノ
一一一〇 (一) 厚サ三・五粍ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
(二) 其ノ他
(イ) 一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
三一〇一 (ロ) 其ノ他 九・二九平方米
三一〇九 (ハ) 其ノ他
四〇〇〇 (丁) 著色シタルモノ 九・二九平方米
五〇〇〇 (戊) 其ノ他 九・二九平方米

(乙) 銀其ノ他ノ金屬ヲ鍍シタル平面ノモノ
一一一〇 (一) 厚サ三・五粍ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
(二) 其ノ他
(イ) 一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
一一二〇 (ロ) 其ノ他 九・二九平方米
(ハ) 其ノ他
一一三〇 (イ) 一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
一一三〇九 (ロ) 其ノ他 九・二九平方米

(丙) 擦硝子及結霜、押型等ノ工ヲ施シタル硝子 (無色ノモノ)
一一三〇 (一) 厚サ二・五粍ヲ超エザルモノ 九・二九平方米
三一〇〇 (二) 其ノ他

二二〇一　一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ　九・二九平方米
二二〇九　其ノ他　九・二九平方米
（二）　其ノ他
二三〇一　一枚ノ面積一平方米ヲ超エザルモノ　九・二九平方米
二三〇九　其ノ他　九・二九平方米
三〇〇〇（丙）　其ノ他　九・二九平方米
九二九　金屬線入硝子板
〇〇〇一　磨キタルモノ　九・二九平方米
〇〇〇九　其ノ他　九・二九平方米
九三〇　硝子鏡（別號ニ揭ゲザルモノ）
一〇〇〇（甲）　貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用ヒタルモノ　瓩
（乙）　其ノ他
（一）　磨キタルモノ　瓩
（イ）　縁枠ヲ有セザルモノ　瓩
（ロ）　其ノ他
二一二二　金屬製縁枠ヲ有スルモノ　瓩
二一二九　其ノ他　瓩
（二）　其ノ他
二二〇一　金屬製縁枠ヲ有スルモノ　瓩
二二〇九　其ノ他　瓩
九三一　**サイドライトグラス**及**スカイライトグラス**（縁枠ヲ有セザルモノ）
一〇〇〇（甲）　磨キタルモノ　瓩
二〇〇〇（乙）　其ノ他　瓩
九三二　〇〇〇〇　**モザイツクグラス**　瓩
九三三　寫眞用乾板
一〇〇〇（甲）　感光性ニシテ未撮影ノモノ　瓩（内裝共）
二〇〇〇（乙）　其ノ他
九三四　魔法鑢
一〇〇〇（甲）　**ケース**入ノモノ　瓩
二〇〇〇（乙）　其ノ他　打
九三五　硝子珠玉、硝子珠及別號ニ揭ゲザル其ノ製品
一〇〇〇（甲）　切磨、腐蝕又ハ彫刻シタルモノ　瓩
二〇〇〇（乙）　其ノ他　瓩
九三六　電氣用又ハ工業用ノ陶磁器及硝子器

一〇〇〇（甲）　絶緣用ノモノ　瓩
二〇〇〇（乙）　其ノ他　瓩
九三七　〇〇〇〇　陶磁器ノ破片　瓩
九三八　別號ニ揭ゲザル硝子
一〇〇〇（甲）　破片　瓩
二〇〇〇（乙）　其ノ他　瓩
九三九　別號ニ揭ゲザル陶磁器
一〇〇〇（甲）　土器（釉藥ヲ施サザルモノ）　瓩
（乙）　其ノ他
二一〇〇　（一）　衞生用器　瓩
（二）　其ノ他
二二〇一　工業用ノ耐酸容器　箇
二二〇九　其ノ他　瓩
九四〇　硝子製品（別號ニ揭ゲザルモノ）
一〇〇〇（甲）　貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用ヒタルモノ　瓩
（乙）　其ノ他
二一〇〇　（一）　切磨、腐蝕又ハ彫刻シタルモノ　瓩
（二）　其ノ他
二二一〇　（イ）　酒類又ハ清涼飲料用ノ容器　瓩
（ロ）　其ノ他
二二二一　工業用ノ耐酸容器　箇
二二二二　化粧品類用ノ容器　瓩
二二二九　其ノ他　瓩
九四一　別號ニ揭ゲザル琺瑯鐵器
〇〇〇一　洗面器　瓩
〇〇〇二　食器（湯呑ヲ含ム）　瓩
〇〇〇三　鍋及湯沸　瓩
〇〇〇九　其ノ他　瓩
九四二　〇〇〇〇　水硬**セメントクリンカー**　瓩
九四三　〇〇〇〇　**ポートランドセメント**其ノ他類似ノ水硬**セメント**
水硬**セメント**製品（別號ニ揭ゲザルモノ）
九四四
一〇〇〇（甲）　石綿入**セメント**製ノモノ　瓩
（乙）　其ノ他
二一〇〇　（一）　磨キタルモノ　瓩
二二〇〇　（二）　其ノ他　瓩

番號	品名	單位
	礦物及同製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
一〇〇〇	（甲）工ヲ加ヘザルモノ（單ニ燒キタルモノヲ含ム）	瓲
	（乙）其ノ他	
二一〇〇	（一）成形、研磨又ハ彫刻シタルモノ	瓲
二一二〇	（二）其ノ他	
	第十類　鑛、金屬及金屬製品	
一〇〇一	鑛（燒キタルモノヲ含ム）、**マツト、ボツトム**及鑛滓	瓲
〇〇〇一	**マンガン**鑛	瓲
〇〇〇二	硫化鑛鑛	瓲
〇〇〇三	**アルミニウム**鑛	瓲
〇〇〇九	其ノ他	瓲
一〇〇二	〇〇〇〇 白金	瓦
一〇〇三	金	
一〇〇〇	（甲）箔及葉	瓦
二一〇〇	（乙）其ノ他	瓦
一〇〇四	銀	

一〇〇〇	（甲）地金（屑及故ヲ含ム）	瓦
二〇〇〇	（乙）箔及葉	
三〇〇〇	（丙）其ノ他	瓦
一〇〇五	鐵鋼ノ塊、片及**シートバー**	
一〇〇〇	（甲）銑鐵	瓲
二〇〇〇	（乙）**フエロアロイ**	瓲
	（丙）其ノ他	
三〇〇一	鋼塊	瓲
三〇〇二	鋼片	瓲
三〇〇三	**シートバー**	瓲
三〇〇九	其ノ他	瓲
一〇〇六	鐵鋼ノ棒、線材及形鋼（別號ニ掲ゲザルモノ）	
	（甲）形鋼	
一一〇〇	（一）鋼矢板	瓲
	（二）其ノ他	
一一〇一	大型（等邊山形ハ一邊ノ長サ百粍、不等邊山形ハ一邊ノ長サ百粍又ハ其ノ他ノ兩邊ノ和二百粍ヲ超エザルモノ、角鋼ハ一邊ノ長サ百粍、邊ノ距離ヲ對角ノ長サ百粍ヲ超エザルモノ、丸鋼ハ一邊ノ長サ百粍、徑ヲ對角ノ長サ百粍ヲ超エザルモノ）	瓲
一一〇二	中型（等邊山形ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ、不等邊山形ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ又ハ其ノ他ノ兩邊ノ和百粍ヲ超エ二百粍ヲ超エザルモノ、角鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ、丸鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ）	瓲
一一〇九	小型（等邊山形ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ、不等邊山形ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ又ハ其ノ他ノ兩邊ノ和百粍ヲ超エザルモノ、角鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ、丸鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ）	瓲
	（乙）其ノ他	
一一〇〇	（一）高炭素鋼又ハ合金鋼ノモノ	瓲
一一二〇	（二）其ノ他	
一一三〇一	線材	瓲
一一三〇二	**其ノ他ノ大型**（丸鋼ハ一邊、徑、角鋼ハ一邊ノ長サ半百粍、多邊ノ角鋼ハ幅、邊ノ距離ヲ對角ノ長サ百粍ヲ超エザルモノ）	瓲
一一三〇三	**其ノ他ノ中型**（丸鋼ハ一邊、徑、角鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ、角鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ、多邊ノ角鋼ハ幅、邊ノ距離ヲ對角ノ長サ五十粍ヲ超エ百粍ヲ超エザルモノ）	瓲
一一三〇九	**其ノ他ノ小型**（丸鋼ハ一邊、徑、角鋼ハ一邊ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ、角鋼ハ一邊ノ長サ六十ニ付テハ半丸鋼ハ幅、邊ノ距離ヲ對角ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ、多邊ノ角鋼ハ幅、邊ノ距離ヲ對角ノ長サ五十粍ヲ超エザルモノ）	瓲
	鐵鋼ノ軌條及接目板	
一〇〇一	一米ノ重量二十瓲ヲ超エザル軌條及同用接目板	瓲
一〇〇〇	（甲）	
二〇〇〇	（乙）其ノ他	瓲

一〇〇八　鐵鋼ノ板

（甲）金屬ヲ鍍シタルモノ　瓩

一一〇〇　（一）錫鍍シタルモノ　瓩

一一一〇〇　（二）亞鉛鍍シタルモノ　瓩

一一三〇〇　（三）其ノ他　瓩

（乙）其ノ他

二一一〇一　（一）厚サ〇・九粍ヲ超エザルモノ　瓩

珪素鋼板　瓩

二一一〇九　其ノ他　瓩

二一二〇〇　（二）厚サ三粍ヲ超エザルモノ　瓩

二一三〇一　（三）其ノ他　瓩

二一三〇九　鎳鋼板　瓩

其ノ他　瓩

一〇〇九　平鋼、帶鋼、フラットワイヤ其ノ他ノフラット

（甲）高炭素鋼又ハ合金鋼ノモノ　瓩

（乙）其ノ他　瓩

二一一〇　帶鋼　瓩

二一一一〇　（一）其ノ他　瓩

二一一一〇　（二）直徑二粍ヲ超エザルモノ　瓩

（イ）直徑二粍ヲ超エザルモノ　瓩

（ロ）其ノ他　瓩

二一一一〇　（二）其ノ他　瓩

二一一一〇　（三）其ノ他　瓩

一〇一〇　スケルプ　瓩

二一二〇一　大型平鋼（幅百三十粍ヲ超ユルモノ）　瓩

二一二〇二　中型平鋼（幅六十五粍ヲ超エ百三十粍ヲ超エザルモノ）　瓩

二一二〇三　小型平鋼（幅六十五粍ヲ超エザルモノ）　瓩

二一二〇四　其ノ他　瓩

二一二〇九　鐵鋼ノ線（別號ニ掲ゲザルモノ）

一〇一一　（甲）高炭素鋼又ハ合金鋼ノモノ　瓩

（乙）其ノ他

二一二〇一　（一）金屬ヲ鍍シタルモノ　瓩

二一二〇二　（イ）直徑二粍ヲ超エザルモノ　瓩

二一二〇三　（ロ）其ノ他　瓩

二一二〇四　（二）其ノ他　瓩

二一二〇五　（イ）直徑二粍ヲ超エザルモノ　瓩

二一二〇六　（ロ）其ノ他　瓩

二一二〇七　鐵鋼ノ管、同接手及栓　瓩

（甲）金屬ヲ鍍シタルモノ　瓩

一一〇〇　（一）接手及栓　瓩

二一一〇　（二）其ノ他　瓩

二一一一〇　外徑三十粍ヲ超エ六十三粍ヲ超エザルモノ　瓩

二一一二〇　（ロ）其ノ他　瓩

（乙）其ノ他

二一一三〇　（一）鑄タルモノ　瓩

二一一三一　（イ）接手及栓　瓩

二一一三二　（ロ）其ノ他　瓩

二一一三三　（二）其ノ他　瓩

二一一三四　外徑三十粍ヲ超エ六十三粍ヲ超エザルモノ　瓩

（イ）合金鋼ノモノ　瓩

二一一一一　其ノ他　瓩

二一一一九　（ロ）其ノ他　瓩

二一一二一　合金鋼ノモノ　瓩

二一一二九　其ノ他　瓩

一〇一二　別號ニ掲ゲザル鐵鋼

（甲）屑及故

一一〇〇　（一）再熔ノミニ適スルモノ　瓩

一一一〇〇　（二）其ノ他　瓩

二一〇〇〇　（乙）其ノ他　瓩

一〇一三　銅

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩

（乙）棒

二一〇〇　（一）線材　瓩

二一一〇〇　（二）其ノ他　瓩

三〇〇〇（丙）板　瓩

四〇〇〇（丁）線　瓩

五〇〇〇（戊）管、同接手及栓　瓩

六〇〇〇（己）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩

七〇〇〇（庚）其ノ他　瓩

一〇一四　ニッケル

一〇〇〇（甲）塊、片及粒（電極ヲ含ム）　瓩

二〇〇〇（乙）棒及板　瓩

三〇〇〇（丙）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩

四〇〇〇（丁）其ノ他　瓩

一〇一五　**クロム及マンガン**

〇〇〇一　**クロム**　瓩
〇〇〇九　其ノ他　瓩

一〇一六　**アルミニウム**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）棒及板　瓩
（丙）箔及葉　瓩
三一〇〇（一）彩色シタルモノ　瓩
（二）其ノ他
三二一〇（イ）紙ヲ挿入又ハ裏貼シタルモノ（紙共）　瓩
（ロ）其ノ他　瓩
四〇〇〇（丁）線　瓩
五〇〇〇（戊）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
六〇〇〇（己）其ノ他　瓩

一〇一七　**鉛**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）板　瓩
三〇〇〇（丙）箔及葉　瓩
四〇〇〇（丁）管　瓩
五〇〇〇（戊）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
六〇〇〇（己）其ノ他　瓩

一〇一八　**亜鉛**

一〇〇〇（甲）塊、片及粒　瓩
二〇〇〇（乙）板　瓩
三〇〇〇（丙）**シエーヴイング**　瓩
四〇〇〇（丁）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
五〇〇〇（戊）其ノ他　瓩

一〇一九　**錫**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）板　瓩
三〇〇〇（丙）箔及葉（錫合金ノモノヲ含ム）　瓩
四〇〇〇（丁）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
五〇〇〇（戊）其ノ他　瓩

一〇二〇　〇〇〇〇　**マグネシウム**　瓩
一〇二一　〇〇〇〇　**アンチモン及アンチモンレギユラス**　瓩

一〇二二　**黄銅、青銅其ノ他類似ノ銅ト錫又ハ亜鉛トノ合金**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）棒　瓩
三〇〇〇（丙）板　瓩
四〇〇〇（丁）箔及葉　瓩
五〇〇〇（戊）線　瓩
六〇〇〇（己）管、同接手及栓　瓩
七〇〇〇（庚）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
八〇〇〇（辛）其ノ他　瓩

一〇二三　**洋銀、白銅其ノ他類似ノニツケル合金**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）棒及板　瓩
三〇〇〇（丙）線及管　瓩
四〇〇〇（丁）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
五〇〇〇（戊）其ノ他　瓩

一〇二四　**電熱抵抗合金**

一〇〇〇（甲）線　瓩
二〇〇〇（乙）其ノ他　瓩

一〇二五　**アルミニウム又ハマグネシウムノ輕合金**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）屑及故（再熔ノミニ適スルモノ）　瓩
三〇〇〇（丙）其ノ他　瓩

一〇二六　**バビツトメタル其ノ他ノアンチフリクシヨンメタル**

一〇〇〇（甲）塊及片　瓩
二〇〇〇（乙）其ノ他　瓩

一〇二七　〇〇〇〇　活字合金　瓩

一〇二八　可熔合金

一〇〇〇（甲）**リボン**及線　瓩
二〇〇〇（乙）其ノ他　瓩

一〇二九　鑞

（甲）熔媒ヲ用ヒタルモノ
一〇〇一　泥状ノモノ　瓩
一〇〇九　其ノ他　瓩
（乙）其ノ他　瓩

二一〇〇（一）**ハンダ**　瓩
二二〇〇（二）其ノ他　瓩

一〇三〇 〇〇〇〇 鐵鋼ノ熔接棒（熔媒ヲ附シタルモノ） 瓩

一〇三一 貴金屬ヲ用ヒタル金屬及別號ニ揭ゲザル金屬

一〇〇〇 (甲) 貴金屬ヲ用ヒタルモノ 瓩

(乙) 其ノ他

二一〇〇 (一) 塊、片及粒 瓩

二一一〇 (二) 屑及故（再熔ノミニ適スルモノ） 瓩

二一二〇〇 (三) 其ノ他 瓩

一〇三一一 線釘

(甲) 鐵鋼製ノモノ

一一〇〇 (一) 金屬ヲ鍍セザルモノ 瓩

一一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

(乙) 其ノ他

二一〇〇一 銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ 瓩

二一〇〇九 其ノ他 瓩

一〇三一二 **ネヂ**

(甲) 木**ネヂ**

(一) 鐵鋼製ノモノ 瓩

一〇三一三 **リヴエット**

一〇〇〇 (甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇三一四 **ボルト、ナット**及座金

(甲) 鐵鋼製ノモノ

一一〇〇 (一) 軌條用ノモノ 瓩

一一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇三一五 **ブロテクター**及**スパイク**

一〇〇〇 (甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇三一六 〇〇〇〇 靴用ノ**ベルトフアスナー**及**ベルトレーシング**

一〇〇〇 (甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩

(イ) 頭部ニ溝ヲ有スルモノ 瓩

(ロ) 其ノ他 瓩

(二) 其ノ他 瓩

(乙) 其ノ他

二一〇〇一 鐵鋼製ノモノ 瓩

二一〇〇二 銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ 瓩

二一〇〇九 其ノ他 瓩

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇三一八 切釘、**タック、ステープル、スパイク**其ノ他ノ釘類（別號ニ揭ゲザルモノ）

(甲) 鐵鋼製ノモノ

一一〇〇 (一) 軌條用**スパイク** 瓩

(二) 其ノ他

二一〇一 馬蹄釘 瓩

二一〇九 其ノ他 瓩

二一〇〇〇 (乙) 銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ 瓩

三一〇〇〇 (丙) 其ノ他 瓩

一〇三一九 **ピン**、畫鋲、**クリツプ**其ノ他類似ノ**フアスナー**

一〇〇〇 (甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇四〇 **バツクル**（**ベルトバツクル**ヲ除ク）**フツク**及**アイ**

一〇〇〇 (甲) **シューフツク**及**シューアイレツト** 瓩

(乙) 其ノ他

二一〇〇 (一) 鐵鋼製ノモノ 瓩

二一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

一〇四一 手縫針及手編針

一〇〇〇 (甲) 孔ヲ有スルモノ 瓦及本（內裝共）

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇四二 金屬網地（織リタルモノ）

(甲) 鐵鋼製ノモノ

一一〇〇 (一) 一糎平方內ニ於ケル經緯ノ線數十ヲ超エザルモノ 瓩

二一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

(乙) 其ノ他

二一一〇〇 (一) 一糎平方內ニ於ケル經緯ノ線數二十五ヲ超エザルモノ 瓩

二一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

一〇四三 金屬網地（別號ニ揭ゲザルモノ）

一〇〇〇 (甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩

二一〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇四四 撚線、綱索及纜

(甲) 鐵鋼製ノモノ

(一) 撚線 瓩

(二) 其ノ他

二一〇〇 (一) 鐵鋼製ノモノ 瓩

一一一〇　(イ)　刺附撚線　瓩
一一二〇　(ロ)　其ノ他　瓩
一一三〇　(ハ)　其ノ他　瓩
(乙)　銅製ノモノ
一二〇〇一　金屬ヲ鍍シタルモノ　瓩
一二〇〇九　其ノ他　瓩
一三〇〇〇　(丙)　**アルミニウム**製ノモノ　瓩
一四〇〇〇　(丁)　其ノ他　瓩

一〇四五　絕緣電線

一〇〇〇　(甲)　塗料ノミヲ以テ絕緣シタルモノ　瓩
(乙)　可撓紐線
一一〇〇　(一)　絹又ハ人造纖維素纖維ヲ用ヒタルモノ　瓩
一一二〇〇　(二)　其ノ他　瓩
一三〇〇〇　(丙)　金屬ヲ以テ鎧裝又ハ被覆シタルモノ　瓩
(丁)　其ノ他
四一〇〇　(一)　**ゴム**又ハ**グツタペルカ**ヲ用ヒタルモノ　瓩
四二〇〇　(二)　其ノ他　瓩

一〇四六　**撓管**

(甲)　鐵鋼製ノモノ
一一〇〇　(一)　他材料ヲ用ヒタルモノ　瓩
一一二〇　(二)　其ノ他　瓩
一二〇〇　(ハ)　其ノ他　瓩
(乙)　銅製ノモノ
一二〇〇一　金屬ヲ鍍シタルモノ　瓩
一二〇〇九　其ノ他　瓩
一三〇〇〇　(丙)　**アルミニウム**製ノモノ　瓩
一四〇〇〇　(丁)　其ノ他　瓩

一〇四七　**鏈**（裝身用又ハ機械用ノモノヲ除ク）

(甲)　鐵鋼製ノモノ
(一)　**ワイヤチエーン**
一一〇一　**ドッグチエーン**　瓩
一一〇九　其ノ他　瓩
一一二〇〇　(二)　其ノ他　瓩
一二〇〇〇　(乙)　其ノ他　瓩

一〇四八　鐵道建設材料（別號ニ揭ゲザルモノ）

一〇〇〇　(甲)　鐵鋼製ノモノ　瓩
一二〇〇〇　(乙)　其ノ他　瓩

一〇四九　架線、家屋、橋梁、船舶、船渠、貯槽等ノ建設材料（加工、鑄造又ハ組立シタルモノ）

(甲)　鐵鋼製ノモノ
一一〇〇　(一)　**エキスパンデッドラス**　瓩
(二)　其ノ他
(イ)　鑄タルモノ　瓩
(ロ)　其ノ他
一一三一　**ウインドウサッシュ**　瓩
一一三九　其ノ他　瓩
一二〇〇〇　(乙)　其ノ他　瓩

一〇五〇　**バネ**（機械用ノモノヲ除ク）

一〇〇〇　(甲)　家具用ノモノ　瓩
一二〇〇〇　(乙)　其ノ他　瓩

一〇五一　**コック**及瀉

一〇〇〇　(甲)　鐵鋼製ノモノ　瓩
銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ
三一〇〇　(一)　鐵鋼製ノモノ　瓩
三二〇〇　(二)　銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ　瓩
三三〇〇　(三)　**アンチモン**合金製ノモノ　瓩
三四〇〇　(四)　其ノ他　瓩

一〇五二　農具及同部分品

一〇〇一　**ジヤツキ**（水壓機構ノモノヲ含ム）　瓩
一〇九　其ノ他　瓩
三〇〇〇　(丙)　其ノ他　瓩

一〇五三　**ドアチエック**（水壓機構ノモノヲ含ム）、**ドアロツク**、蝶番、戸車、其ノ他別號ニ揭ゲザル室內用、家具用等ノ金具

(甲)　**ドアロツク**
一一〇〇　(一)　外面ニ露ルル部分ガ主トシテ銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ　瓩
一二〇〇　(二)　其ノ他　瓩
二〇〇〇　(乙)　**ドアチエック**　瓩
(丙)　其ノ他
三一〇〇　(一)　鐵鋼製ノモノ　瓩
三二〇〇　(二)　銅製、黃銅製又ハ靑銅製ノモノ　瓩
三三〇〇　(三)　**アンチモン**合金製ノモノ　瓩
三四〇〇　(四)　其ノ他　瓩

一〇五四　農具及同部分品

〇〇〇〇　**ジヤツキ**（水壓機構ノモノヲ含ム）　瓩

一〇五五

一〇〇〇　(甲)　水壓機構ノモノ　瓩
二〇〇〇　(乙)　其ノ他　瓩

一〇五六　**工人用具及同部分品**（別號ニ揭ゲザルモノ）

銷及鍋（**ドアロツク**ヲ除ク）

一〇〇〇　(甲)　鐵鋼製ノモノ　瓩
二〇〇〇　(乙)　其ノ他　瓩

ドリル、リーマ、ハックソウブレード、ダイス、スクリュータップ及砥石（車ノミノ場合ハ第千百七十三號ヲ適用ス）

一〇〇〇 (甲) 樘（柄ノ有無ヲ別タズ） 瓩
二〇〇〇 (乙) 萬力 瓩
三〇〇〇 (丙) 鑢 瓩
四〇〇〇 (丁) 打込釘抜 瓩

(戊) **スパナ及レンチ**

五一〇〇 (一) 可動顎ヲ有スルモノ 瓩
五二〇〇 (二) 鏈ヲ有スルモノ 瓩
五三〇〇 (三) 其ノ他 瓩

(己) **ヤットコ、ニッパー、プライヤー**其ノ他類似ノ鉗子

六一〇〇 (一) **ペンチ** 瓩
六二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

(庚) **ペンチグラインダー、レール曲機、胸當錐**、其ノ他類似ノ金屬工、木工其ノ他ノ硬質物加工工具

七一〇〇 (一) **タップ及ダイス**（柄又ハ**ストック**ヲ有スルモノ） 瓩
七二〇〇 (二) **パイプカッター** 瓩
(三) 其ノ他

七三一〇 (イ) 一箇ノ重量三瓩ヲ超エザルモノ 瓩
七三二〇 (ロ) 一箇ノ重量十瓩ヲ超エザルモノ 瓩
七三三〇 (ハ) 其ノ他 瓩
八〇〇〇 (辛) 其ノ他 瓩

一〇五七 〇〇〇〇 **タイヤポンプ** 瓩及箇
番號印字器、切手打拔器、肉挽器、氷菓製造器其ノ他類似ノ事務用又ハ家庭用器具

一〇五八 〇〇〇〇 瓩

一〇五九 **ナイフ、フォーク**及匙（食卓用ノモノ） 瓩及箇

(甲) 黄銅製、青銅製又ハ**アルミニウム**製ノモノ

一〇〇一 **アルミニウム**製ノモノ 瓩及箇
一〇〇九 其ノ他 瓩及箇
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩及箇

一〇六〇 〇〇〇〇 栓抜及罐切 瓩及箇

一〇六一 剃刀及同部分品

(甲) 安全剃刀及同部分品（一組トナセルモノト否トヲ別タズ） 瓩及枚

一一〇〇 (一) 刃 瓩及枚
一二〇〇 (二) 其ノ他 瓩及枚

(乙) 其ノ他

二〇〇一 折込式ノモノ 箇
二〇〇九 其ノ他 箇

別號ニ掲ゲザル刃物

一〇六二

(甲) 折込**ナイフ**

一一〇〇 (一) 金屬製ノ鞘ヲ有スルモノ 瓩
一二〇〇 (二) 其ノ他 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇六三 **タイプライタ**用ノモノ 瓩

一一〇〇 (一) 瓩
一二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

(乙) 其ノ他

二〇〇一 金屬製印刷版 瓩
二〇〇九 其ノ他 瓩

一〇六五 **ペン**

一〇〇〇 (甲) 金ヲ用ヒタルモノ 箇
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 箇

一〇六六 〇〇〇〇 **クラウンコルク** 瓩及箇

一〇六七 **ベル**及汽笛

(甲) 鐘タルモノ

一一〇〇 (一) 黄銅製又ハ青銅製ノモノ 瓩
一二〇〇 (二) 其ノ他 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇六八 煖炉及燒鍛

一〇〇〇 (甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一〇六九 〇〇〇〇 煖房用石炭**ストーヴ**及同部分品 瓩

一〇六四 活字、字母及金屬製印刷版

(甲) 活字合金製ノモノ

一〇七〇	竈、ストーヴ、ウオーターヒーター其ノ他類似ノ燃焼器及其ノ部分品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
	（甲）鐵鋼製ノモノ	
一一〇〇	（一）鑄タルモノ	瓩
	（二）其ノ他	
二一〇一	琺瑯ヲ施シタルモノ	瓩
二一〇九	其ノ他	瓩
二一〇〇	（乙）其ノ他	瓩
一〇七一	放熱器	
一〇〇〇	（甲）鐵鋼製ノモノ	瓩
二一〇〇	（乙）其ノ他	瓩
一〇七二	手動化學消火器	箇
一〇七三	壓縮ガス塡充用シリンダー（鐵鋼製ノモノ）	瓩及箇
一〇七四	包裝用ノ桶及樽（仕組ミタルモノヲ含ム）（鐵鋼製ノモノ）	瓩及箇
一〇七五	金庫	
一〇〇〇	（甲）手提金庫	瓩
二一〇〇	（乙）其ノ他	瓩
一〇七六	寢臺、椅子、キヤビネット、火鉢其ノ他別號ニ掲ゲザル類似ノ家具（仕組ミタルモノヲ含ム）	
	（甲）鐵鋼製ノモノ	
一一〇〇	（一）鑄タルモノ	瓩
	（二）其ノ他	
二一〇一	琺瑯ヲ施シタルモノ	瓩
二一〇九	其ノ他	瓩
二一〇〇	（乙）其ノ他	瓩
一〇七七	通貨	
〇〇〇一	金貨幣	瓩
〇〇〇二	銀貨幣	瓩
〇〇〇三	ニツケル貨幣及白銅貨幣	瓩
〇〇〇九	其ノ他	瓩
一〇七八	鐵鋼製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
	（甲）鑄タルモノ	
一一〇〇	（一）一箇ノ重量五瓩ヲ超エザルモノ	瓩
二一〇〇	（二）其ノ他	瓩

一〇七九	鋼製品、黃銅製品及青銅製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
一〇〇〇	（甲）鍛起又ハ彫刻シタルモノ	瓩及箇
二〇〇〇	（乙）其ノ他	瓩
一〇八〇	錫製品及鐵製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
〇〇〇一	ポツトルキヤプシユール及押出チユーブ	瓩
〇〇〇九	其ノ他	瓩
一〇八一	アンチモン合金製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	瓩
一〇八二	アルミニウム製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
一〇〇〇	（甲）表面ヲ酸化シタルモノ	瓩
	（乙）其ノ他	
二一〇〇	（一）鑄タルモノ	瓩
二一〇〇	（二）其ノ他	瓩
一〇八三	本類（第千三十一號、第千六十五號及第千七十七號ヲ除ク）ノ物品ニシテ貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、鼈甲、カメオ、琥珀、象牙等ヲ用ヒタルモノ	
四一一〇	（イ）錫鍍シタルモノ	瓩
四一二〇	（ロ）亞鉛鍍シタルモノ	瓩
四一三〇	（ハ）其ノ他	瓩
	（二）其ノ他	
四二一〇	（イ）一箇ノ重量五瓩ヲ超エザルモノ	瓩
四二二〇	（ロ）一箇ノ重量三十瓩ヲ超エザルモノ	瓩
四二三〇	（ハ）其ノ他	瓩
	（乙）板製ノモノ	
	（一）錫鍍シタルモノ	
二二〇一	石油罐	瓩及箇
二二〇九	其ノ他	瓩
二二〇〇	（二）亞鉛鍍シタルモノ	瓩
二三〇〇	（三）ニツケル鍍又ハクロム鍍シタルモノ	瓩
二四〇〇	（四）其ノ他	瓩
三〇〇〇	（丙）線製ノモノ	瓩
	（丁）其ノ他	
	金屬ヲ鍍シタルモノ	
	（一）	
四一一〇	（イ）錫鍍シタルモノ	瓩
四一二〇	（ロ）亞鉛鍍シタルモノ	瓩
四一三〇	（ハ）其ノ他	瓩
	（二）其ノ他	
四二一〇	（イ）一箇ノ重量五瓩ヲ超エザルモノ	瓩
四二二〇	（ロ）一箇ノ重量三十瓩ヲ超エザルモノ	瓩
四二三〇	（ハ）其ノ他	瓩

一〇八四 〇〇〇〇 金屬製品（別號ニ揭ゲザルモノ） 瓩

第十一類 科學器、樂器、銃砲、電氣機器、車輛、船舶及機械裝置

番號	品名	單位
一一〇一	物差其ノ他ノ直接度器	一
一〇〇〇	(甲) 木製又ハ竹製ノモノ	瓩
二〇〇〇	(乙) 金屬製ノモノ	瓩
	(丙) 布帛製ノモノ	瓩
三一〇〇	(一) **ケース**入ノモノ	瓩
三二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
四〇〇〇	(丁) 其ノ他	瓩
一一〇二	桝其ノ他ノ直接量器	
一〇〇〇	(甲) 木製ノモノ	瓩
二〇〇〇	(乙) 硝子製ノモノ	瓩
三〇〇〇	(丙) 其ノ他	瓩
一一〇三	秤衡器、同部分品、分銅及錘	
	(甲) **スプリング**衡	
一〇〇	(一) 上皿衡	瓩
一一〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	(乙) 其ノ他	瓩
一一〇四	時計	
	(甲) 懷中時計	
一〇〇一	貴金屬ヲ用ヒタルモノ	箇
一〇〇九	其ノ他	箇
	(乙) 其ノ他	
	チヤイムクロツク及貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠等ヲ以テ裝飾シタルモノ	
二一〇〇	(一)	箇
二二〇〇	(二) 其ノ他	箇
一一〇五	時計部分品	
	(甲) 懷中時計部分品	
一〇〇一	**ウオッチグラス**	瓩及箇
一〇〇九	其ノ他	瓩
	(乙) 其ノ他	

二一〇〇	(一) 上皿桿衡	瓩
二二〇〇	(二) 上皿天秤	瓩
二三〇〇	(三) 其ノ他	瓩
一一〇四	時計	
	(甲) 懷中時計	
一〇〇一	貴金屬ヲ用ヒタルモノ	箇
一〇〇九	其ノ他	箇
	(乙) 其ノ他	
	チヤイムクロツク及貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠等ヲ以テ裝飾シタルモノ	
二一〇〇	(一)	箇
二二〇〇	(二) 其ノ他	箇
一一〇五	時計部分品	
	(甲) 懷中時計部分品	
一〇〇一	**ウオッチグラス**	瓩及箇
一〇〇九	其ノ他	瓩
	(乙) 其ノ他	
	枠及同部分品ニシテ貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠等ヲ以テ裝飾シタルモノ	
二一〇〇	(一)	箇
二二〇〇	(二) **チヤイム**裝置及**チヤイム**裝置ヲ有スル**ムーヴメント**	瓩及箇
	(三) 其ノ他	
二三〇一	**メーンスプリング**	瓩
二三〇九	其ノ他	瓩
一一〇六 〇〇〇〇	水準器、**メトロノーム**、分度器、**サーフエースプレート**、**ゼーゲル**錐其ノ他別號ニ揭ゲザル類似ノ標準器	
一一〇七	液體溫度計	
	(甲) 計幹ニ目盛ヲ施シタルモノ	
一〇〇一	體溫計	瓩及箇（容器共）
一〇〇九	其ノ他	瓩及箇（容器共）
	(乙) 其ノ他	瓩
一一〇八	目盛板ニ取附ケタルモノ	
一一〇〇	(一) **ガスメートル**	瓩及箇（容器共）
一二〇九	其ノ他	瓩及箇（容器共）
	(二) 其ノ他	
三三〇一	體溫計	瓩及箇（容器共）
三三〇九	其ノ他	瓩及箇（容器共）
一一〇八	**ガスメートル**	
一〇〇〇	(甲) 乾式ノモノ	瓩
二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
一一〇九	水量**メートル**	
	(甲) 翼車式ノモノ	
一一〇〇	(一) 一箇ノ重量十瓩ヲ超エザルモノ	瓩
一二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
一一一〇	壓力計及眞空計	
一〇〇〇	(甲) 指示式ノモノ	瓩及箇
二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
一一一一	電氣用計器	
	(甲) 電力計	
一一〇〇	(一) 積算式ノモノ	瓩及箇
一二〇〇	(二) 指示式ノモノ	瓩及箇

一三〇〇　(三)　其ノ他　　瓩及箇

(乙)　電流計、電壓計及電壓電流計

二一〇〇　(一)　配電盤用ニシテ指示式ノモノ　　瓩及箇

(二)　其ノ他

二二〇一　記錄式ノモノ　　瓩及箇

二二〇九　其ノ他　　瓩及箇

三〇〇〇　(丙)　絕緣抵抗試驗器　　瓩及箇

四〇〇〇　(丁)　其ノ他　　瓩

回轉速度計、歩數計、**ハイドロメーター**其ノ他別號ニ揭ゲザル類似ノ指示、積算又ハ記錄計器

一一一一　〇〇〇〇　　瓩

一一一三　**レンズ、プリズム**其ノ他ノ光學用硝子(磨キタルモノ)

一〇〇〇　(甲)　顯微鏡用其ノ他學術用ノモノ　　瓩及箇

二〇〇〇　(乙)　眼鏡用ノモノ　　瓩及箇

(丙)　其ノ他

寫眞機、映寫機、幻燈器其ノ他類似ノ撮影又ハ投影裝置用ノモノ

三一〇〇　(一)　眼鏡及別號ニ揭ゲザル眼鏡部分品及附屬品　　瓩及箇

(二)　貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、鼈甲等ヲ用ヒタルモノ

一一一四　一〇〇〇　(甲)　貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、鼈甲等ヲ用ヒタルモノ　　瓩及箇

(乙)　其ノ他

(一)　絲及同部分品

二一一〇　(イ)　全部又ハ主トシテ**セルロイド**ヨリ成ルモノ　　瓩及箇

二一二〇　(ロ)　其ノ他　　瓩及箇

二一三〇〇　(二)　其ノ他

一一一五　雙眼鏡、雙眼鏡及別號ニ揭ゲザル其ノ部分品

貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、琥珀、象牙、鼈甲、貝殼等ヲ用ヒタルモノ

一〇〇〇　(甲)　瓩

(乙)　其ノ他

寫眞機、映寫機、幻燈器其ノ他類似ノ撮影又ハ投影裝置用ノモノ

二一〇〇　(一)　**プリズム**ヲ用ヒタルモノ　　瓩及箇

二一二〇〇　(二)　其ノ他　　瓩及箇

一二一六　寫眞機、映寫機、幻燈器其ノ他類似ノ撮影又ハ投影裝置竝ニ別號ニ揭ゲザル其ノ部分品及附屬品

一〇〇〇　(甲)　顯微鏡用其ノ他學術用ノモノ　　瓩及箇

二〇〇〇　(乙)　其ノ他　　瓩及箇

一二一七　電池及別號ニ揭ゲザル電池部分品

一〇〇〇　(甲)　乾電池　　瓩

二〇〇〇　(乙)　蓄電池　　瓩及箇

三〇〇〇　(丙)　電極　　瓩及箇

四〇〇〇　(丁)　其ノ他　　瓩

一二一八　〇〇〇〇　診療用又ハ整形用機器裝置及同部分品　　瓩及箇

一二一九　〇〇〇〇　科學機器裝置及同部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)　　瓩及箇

一二二〇　業器竝ニ別號ニ揭ゲザル同部分品及附屬品　　瓩及箇

一〇〇〇　(甲)　**ピアノ**　　瓩及箇

二〇〇〇　(乙)　**リードオルガン**　　瓩及箇

三〇〇〇　(丙)　**ハーモニカ**　　瓩及箇

四〇〇〇　(丁)　金屬製吹奏樂器　　瓩

五〇〇〇　(戊)　其ノ他　　瓩

一二二一　蓄音機(**ラヂオ**聽取裝置ヲ備フルモノヲ含ム)

一〇〇〇　(甲)　電氣再生式ノモノ　　瓩及箇

二〇〇〇　(乙)　其ノ他　　瓩及箇

一二二二　蓄音機部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)

一〇〇〇　(甲)　針　　瓩(內裝共)

(乙)　其ノ他

二〇〇一　**スプリング**　　瓩及箇

二〇〇二　**サウンドボックス**　　瓩及箇

二〇〇九　其ノ他　　瓩

一二二三　銃砲及別號ニ揭ゲザル銃砲部分品

(甲)　小銃

一一〇〇　(一)　空氣銃及撥條銃　　瓩及箇

一二〇〇　(二)　其ノ他　　瓩及箇

二〇〇〇　(乙)　拳銃　　瓩及箇

(丙)　藥莢(裝藥セザルモノ)

三一〇〇　(一)　金屬製ノモノ　　瓩及箇

三二〇〇 (二) 其ノ他 瓩及箇
四〇〇〇 (丁) 其ノ他

一一二四 **タイプライタ**
一〇〇〇 (甲) 日本式ノモノ 瓩及箇
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩及箇

一一二五 **タイプライタ部分品**
一〇〇〇 (甲) **リボン** 瓩及箇(容器共)
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一一二六 〇〇〇〇 計算機及金錢登錄器 瓩及箇

一一二七 謄寫機器竝ニ別號ニ揭ゲザル謄寫機器部分品及附屬品
(甲) 謄寫機器
一一〇〇 (一) 回轉式ノモノ 瓩及箇
一二〇〇 (二) 其ノ他 瓩及箇
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩及箇

一一二八 〇〇〇〇 廣告用又ハ遊戲用機器 瓩及箇

一一二九 **ミシン**
(甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ
一一〇〇 (一) 一箇ノ重量十瓩ヲ超エザルモノ 瓩及箇
一一〇〇 (二) 一箇ノ重量二十瓩ヲ超エザルモノ 瓩及箇
一三〇〇 (三) 其ノ他 瓩及箇
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩及箇

一一三〇 **ミシン部分品**
一〇〇〇 (甲) 頭部 瓩及箇
瓦及哥(內裝共)
二〇〇〇 (乙) 針
(丙) 其ノ他
三一〇〇 (一)、鑄鐵鋼製ノモノ 瓩
三二〇〇 (二) 木製ノモノ 瓩
三三〇〇 (三) 其ノ他 瓩

一一三一 **メリヤス機**
一〇〇〇 (甲) 一箇ノ重量百瓩ヲ超エザルモノ 瓩及箇
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩及箇

一一三二 **メリヤス機部分品**
一〇〇〇 (甲) 針 瓩及箇(內裝共)
(乙) 其ノ他
二一〇〇 (一) 鑄鐵鋼製ノモノ 瓩
二二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

一一三三 **汽罐及暖房罐**
一〇〇〇 (甲) 鑄鐵鋼製ノモノ 瓩
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一一三四 汽罐又ハ暖房罐ノ部分品及附屬品(別號ニ揭ゲザルモノ)
一〇〇〇 (甲) 鑄鐵鋼製暖房罐ノセクション 瓩
二〇〇〇 (乙) 罐管 瓩
三〇〇〇 (丙) **ストーカ** 瓩
四〇〇〇 (丁) **インゼクタ、エゼクタ及スチームトラップ** 瓩
五〇〇〇 (戊) **ゲージグラス** 瓩
(己) 其ノ他
(一) 鐵鋼製ノモノ
六一一〇 (イ) 鑄タルモノ 瓩
六一二〇 (ロ) 其ノ他 瓩
六二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

一一三五 〇〇〇〇 節炭器、給水加熱器、復水器及蒸氣蓄積器 瓩

一一三六 內燃機關
一〇〇〇 (甲) 自動車用ノモノ 瓩及箇
二〇〇〇 (乙) 自動自轉車用ノモノ 瓩及箇
(丙) 其ノ他
三一〇〇 (一) **ガソリン機關** 瓩、箇及馬力
(二) 輕油機關
三二〇一 石油機關 瓩、箇及馬力
三二一〇九 其ノ他 瓩、箇及馬力
(三) 其ノ他
三三〇一 重油機關 瓩、箇及馬力
三三〇九 其ノ他 瓩、箇及馬力

一一三七 內燃機關部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)
一〇〇〇 (甲) 點火栓 瓩及箇
(乙) 其ノ他
二〇〇一 **ピストン**(鐵鋼製ノモノ) 瓩及箇
二〇〇二 **ピストン**(其ノ他) 瓩及箇
二〇〇三 **ピストンリング** 瓩及箇
二〇〇九 其ノ他 瓩

一一三八　別號ニ掲ゲザル原動機

(甲) 汽力ニ依ルモノ

一一〇〇　(一) 往復機關　瓲、箇及馬力

一一〇〇　(二) **タービン**　瓲、箇及馬力

一一三〇〇　(三) 其ノ他　箇

二一〇〇〇　(乙) 水力ニ依ルモノ　箇

三一〇〇〇　(丙) 其ノ他　箇

一一三九　發電機、電動機、回轉變流機、周波數變換機及調相機(各種)

一〇〇〇　(甲) 一箇ノ重量三瓲ヲ超エザルモノ　瓲及箇

二〇〇〇　(乙) 一箇ノ重量十瓲ヲ超エザルモノ　瓲及箇

三〇〇〇　(丙) 一箇ノ重量五十瓲ヲ超エザルモノ　瓲及箇

四〇〇〇　(丁) 一箇ノ重量三百瓲ヲ超エザルモノ　瓲及箇

五〇〇〇　(戊) 其ノ他　瓲及箇

一一四〇　原動機ト結合シタル發電機　瓲及箇

一一四一　發電機、電動機、回轉變流機、周波數變換機及調相機ノ部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

一〇〇〇　(甲) 電機子及回轉子　瓲及箇

二〇〇〇　(乙) 其ノ他　瓲

一一四二　〇〇〇〇　別號ニ掲ゲザル整流器　瓲

一一四三　變壓器及變流器

一〇〇〇　(甲) 一箇ノ重量十五瓲ヲ超エザルモノ　瓲

二〇〇〇　(乙) 一箇ノ重量五百瓲ヲ超エザルモノ　瓲

三〇〇〇　(丙) 其ノ他　瓲

一一四四　蓄電器

一〇〇〇　(甲) 可變蓄電器　瓲及箇

(乙) 其ノ他

二一〇〇　(一) 一箇ノ重量四十瓦ヲ超エザルモノ　瓲

二一〇〇　(二) 一箇ノ重量五百瓦ヲ超エザルモノ　瓲

二一三〇〇　(三) 其ノ他　瓲

一一四五　電氣用器具、裝具及其ノ部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

一〇〇〇　(甲) **ソケット、プラッグ、スイッチ、リセプタクル**及類似ノ屋內配線用裝具　瓲

二〇〇〇　(乙) 其ノ他　瓲

一一四六　炭素製ノ電氣機器裝置部分品

(甲) 棒狀ノモノ

一一〇〇　(一) 一箇ノ重量二瓲ヲ超エザルモノ　瓲

一一二〇〇　(二) 其ノ他　瓲

(乙) 其ノ他

二一〇〇　(一) **カーボンブラシ**　瓲

二一二〇〇　(二) 其ノ他　瓲

一一四七　白熱電燈球及白熱電燈管

(甲) 映寫機用ノモノ及著色シタルモノ

一一〇〇　(一) 映寫機用ノモノ　箇

一一二〇〇　(二) 其ノ他　箇

(乙) 其ノ他

二一〇〇　(一) 口金ノ直徑十粍ヲ超エザルモノ　箇

二一二〇〇　(二) 口金ノ直徑十七粍ヲ超エザルモノ　箇

(三) 其ノ他

二一三一〇　(イ) 公稱**ワット**數六十ヲ超エザルモノ　箇

二一三一〇　(ロ) 公稱**ワット**數二百ヲ超エザルモノ　箇

二一三二〇　(ハ) 其ノ他　箇

一一四八　電氣用ノ**バルブ**及管(白熱電燈球及白熱電燈管ヲ除ク)

一〇〇〇　(甲) **エツキス**線管及石英水銀管　箇

二〇〇〇　(乙) 閃光電球　箇

三〇〇〇　(丙) 其ノ他　箇

一一四九　電燈及同用器具(別號ニ掲ゲザルモノ)

シャンデリア、ペンダント、ブラケット、スタンド其ノ他類似ノ器具(裝具ヲ附シタルモノヲ含ム)

一〇〇〇　(甲)

二〇〇〇　(乙) **グローブ**　箇

(丙) 笠

三一〇〇 (一) 全部ガ硝子製又ハ硝子製ニシテ意匠ヲ施サザルモノ 箇

三一〇〇 (二) 其ノ他 箇

四〇〇〇 (丁) 笠留 瓩

五〇〇〇 (戊) 懐中電燈及同用**ケース** 瓩及箇

六〇〇〇 (己) 礦山用安全燈 瓩及箇

七〇〇〇 (庚) 其ノ他 瓩

一一五〇 〇〇〇〇 電氣煖爐 瓩

一一五一 〇〇〇〇 電氣扇 瓩

一一五二 電氣扇部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 鐵鋼製ノモノ 瓩

一一〇〇 (一) 鐐タルモノ 瓩

一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一一五三 〇〇〇〇 電氣扇部分品(別號ニ掲ゲザルモノ) 瓩

一一五四 電鈴、**ブザ**、警報器其ノ他ノ電動音

一〇〇〇 (甲) 自動車輛用ノモノ 瓩及箇

(乙) 其ノ他

二一〇〇 (一) 電鈴及**ブザ** 瓩

二一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

一一五五 〇〇〇〇 **マイクロホン**、増幅器及擴聲器 瓩及箇

一一五六 電氣通信機器裝置及別號ニ掲ゲザル電氣通信機器裝置部分品

(甲) **ラヂオ**聽取裝置及同部分品

一一〇〇 (一) **セット**及**シャシ** 瓩及箇

一一〇〇 (二) 其ノ他 瓩

二〇〇〇 (乙) 電話機 瓩

三〇〇〇 (丙) 其ノ他 瓩

一一五七 鐵道機關車及鐵道車輛

一〇〇〇 (甲) 機關車及同用裝水車 瓩

二〇〇〇 (乙) 自力運行車輛 瓩

三〇〇〇 (丙) 鋼製貨車 瓩

四〇〇〇 (丁) 其ノ他 瓩

一一五八 鐵道機關車及鐵道車輛ノ部分品(蒸氣機關ヲ含ム)別號ニ掲ゲザルモノ

一〇〇〇 (甲) 車軸(車輪ノ有無ヲ別タズ)及臺枠 瓩

(乙) 車輪及**タイヤ**

二〇〇一 **タイヤ** 瓩

二〇〇九 其ノ他 瓩

三〇〇〇 (丙) **ブレーキシュー** 瓩

四〇〇〇 (丁) 自動連結器 瓩

五〇〇〇 (戊) **バネ** 瓩

六〇〇〇 (己) 其ノ他 瓩

一一五九 自動車輛及牽引自動車

(甲) 自動車

一〇〇一 **シャシ**(乘用自動車用) 箇

一〇〇二 **シャシ**(乘合自動車用) 箇

一〇〇三 **シャシ**(貨物自動車用) 箇

一〇〇四 乘用自動車 箇

一〇〇五 乘合自動車 箇

一〇〇六 貨物自動車 箇

一〇〇七 撒水自動車 箇

一〇〇八 液體運搬自動車 箇

一〇〇九 其ノ他 箇

二〇〇〇 (乙) 牽引自動車 箇

(丙) 其ノ他

三〇〇一 自動二輪車 箇

三〇〇九 其ノ他 箇

一一六〇 自動車輛及牽引自動車ノ部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 自動車用又ハ牽引自動車用ノモノ

一一〇〇 (一) **フロントスプリング**及**リヤースプリング** 瓩

一二〇〇 (二) 前照燈、側燈及尾燈 瓩

一三〇〇 (三) 方向指示器 瓩及箇

一四〇〇 (四) **クラッチフェーシング** 瓩

(五) 其ノ他

一五〇一 牽引自動車用ノモノ 瓩

一五〇九 其ノ他 瓩

二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

一一六一 別號ニ掲ゲザル車輛

(甲) 自轉車　瓩及箇
一一〇〇　(一) 二輪自轉車　瓩
一一〇〇　(二) 其ノ他　瓩
二〇〇〇　(乙) 其ノ他　瓩

一一六二　**ゴムタイヤ及ゴムチユーブ**
(甲) 自動車輛用又ハ牽引自動車用ノモノ
一一〇〇　(一) 空氣**タイヤ**　瓩及箇
一一〇〇　(二) **インナーチユーブ**　瓩及箇
一一〇〇　(三) 其ノ他　瓩
(乙) 其ノ他
(一) 空氣**タイヤ及インナーチユーブ**
一一〇一　自轉車用ノモノ　瓩及箇
一一〇二　人力車用ノモノ　瓩及箇
一一〇九　其ノ他　瓩及箇
一一〇〇　(二) 其ノ他　瓩

一一六三　車輛部分品（別號ニ掲ゲザルモノ）
一〇〇〇　(甲)　瓩
フレーム、フオーク、ハンドルバー、ハンドブレーキ、クランク附スプロケツトウイール、マツドガード、ペダル及サツドル（自轉車用ノモノ）

一一六四　機械力ヲ以テ自航スルモノニシテ噸數ヲ以テ積量ヲ計算スルモノ
船舶
(甲)
一一〇〇　(一) 船齡二十年ヲ超エザルモノ　隻
一一〇〇　(二) 其ノ他　隻
(乙) 其ノ他
二一〇〇　(一) 機械力ヲ以テ自航スルモノ　隻
二二〇〇　(二) 其ノ他　隻

一一六五　**ポンプ**（送風機及氣體壓縮機ヲ含ム）
(甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ
一一〇〇　(一) 鐵鋼製ノモノ　瓩及箇
一一〇〇　(二) 其ノ他　瓩及箇
(乙) 其ノ他

二〇〇〇　(乙) **フリーウイール及スプロケツトウイール**　瓩
(丙) 空氣**タイヤ**式車輪（**タイヤ**ノ有無ヲ別タズ）
(一) **ワイヤスポーク**ヲ有スルモノ
三一〇一　自轉車用ノモノ　瓩及箇
三一〇九　其ノ他　瓩及箇
三一〇〇　(二) 其ノ他　瓩
(丁) 空氣**タイヤ**式車輪ノ部分品
(一) **リム、スポーク、ニツプル及座金**
四一〇一　自轉車用ノモノ　瓩及箇
四一〇九　其ノ他　瓩及箇
(二) **ハツブ**
四一一〇　(イ) **ブレーキ**附ノモノ　瓩及箇
(ロ) 其ノ他
四一二一　自轉車用ノモノ　瓩及箇
四一二九　其ノ他　瓩及箇
(三) 其ノ他
四三〇一　自轉車用ノモノ　瓩及箇

四三〇九　其ノ他　瓩及箇
(戊) 其ノ他
五〇〇一　自轉車用ノモノ　瓩及箇
五〇〇九　其ノ他　瓩及箇

一一六六　一箇ノ重量五百瓩ヲ超エザルモノ
(一)
二一〇一　送風機　瓩及箇
二一〇二　氣體壓縮機　瓩及箇
二一〇九　其ノ他　瓩及箇
(二) 其ノ他
二二〇一　送風機　瓩及箇
二二〇二　氣體壓縮機　瓩及箇
二二〇九　其ノ他　瓩及箇

一一六六　〇〇〇〇　水壓壓搾機　瓩
一一六七　〇〇〇〇　壓搾濾過器及同部分品　瓩
一一六八　遠心分離機（酪農用ノモノヲ除ク）
一〇〇〇　(甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ　瓩
二〇〇〇　(乙) 其ノ他　瓩

一一六九　**チエンブロツク、キヤブスタン、ウインチ**、起重機其ノ他ノ捲揚又ハ索搬機械
(甲) **チエンブロツク**
一一〇〇　(一) 一箇ノ重量五十瓩ヲ超エザルモノ　瓩
一二〇〇　(二) 其ノ他　瓩

(乙) 懸垂式**モーターホイスト**(**トロリー**ノ有無ヲ別タズ)

二一〇〇 (一) 一箇ノ重量百瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
二一〇〇 (二) 其ノ他 瓲
三〇〇〇 (丙) 起重機 瓲
(丁) 其ノ他
四一〇〇 (一) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ 瓲
四二〇〇 (二) 其ノ他 瓲及箇

一一七〇 熔接機器
〇〇〇一 電弧式ノモノ 瓲
〇〇〇二 電氣抵抗式ノモノ 瓲
〇〇〇九 其ノ他 瓲
一一七一 〇〇〇〇 金屬壓延機械裝置 瓲
一一七二 金屬工機械、木工機械其ノ他ノ硬質物加工機械(別號ニ揭ゲザルモノ)
一〇〇〇 (甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ 瓲及箇
(乙) 氣動ノモノ 瓲

二一〇〇 (一) 一箇ノ重量五瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
二一〇〇 (二) 其ノ他 瓲及箇
二二〇〇 (三) 一箇ノ重量二十瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
二三〇〇 (四) 一箇ノ重量五十瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
二四〇〇 (丙) 其ノ他 瓲及箇
三一〇〇 (一) 一箇ノ重量五瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
三二〇〇 (二) 一箇ノ重量十五瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
三三〇〇 (三) 一箇ノ重量五十瓲ヲ超エザルモノ 瓲及箇
三四〇〇 (四) 其ノ他 瓲及箇

一一七三 金屬工機械、木工機械其ノ他ノ硬質物加工機械ノ部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)
(甲) 刃工具
(一) 鋸
一一一〇 (イ) 圓鋸 瓲
一一二〇 (ロ) 其ノ他 瓲
一二〇〇 (二) **バイト** 瓲

一一七九 〇〇〇〇 製粉機械及製粉準備機械 瓲及箇
一一八〇 〇〇〇〇 **バルブ**製造機械及別號ニ揭ゲザル**バルブ**製造準備機械 瓲
一一八一 消防**ポンプ**及消火用機器
〇〇〇一 消防自動車 箇
〇〇〇九 其ノ他 瓲
一一八二 〇〇〇〇 地均機及**コンクリート**混和機 瓲及箇
一一八三 印刷機
一〇〇〇 (甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ 瓲
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓲
一一八四 〇〇〇〇 **バケット**及**グラブ**(搬送、浚渫又ハ掴鑿用ノモノ) 瓲
一一八五 紡織機械部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)
一〇〇〇 (甲) 針布 瓲
二〇〇〇 (乙) **トラベラー** 瓲
(丙) **ボビン**
三一〇〇 (一) 木製ノモノ 瓲
三二〇〇 (二) 其ノ他 瓲
四〇〇〇 (丁) 杼 瓲

一一七五 **ドリル**、**リーマ**、及**スクリユータップ**及**ダイス** 瓲
一一七六 **ギアカッター**及**ミリングカッター** 瓲
一一七七 (乙) 其ノ他 瓲
一一七八 金剛砂其ノ他類似ノ研磨料ヲ用ヒタルモノ
二一〇〇 (一) 瓲
二二〇〇 (二) 其ノ他 瓲
一一七四 〇〇〇〇 金屬精錬爐、鍛炭爐竝ニ別號ニ揭ゲザル其ノ部分品及附屬機械裝置 瓲
一一七五 〇〇〇〇 試錐機、切炭機、碎鑛機、採炭機、選鑛機、掘鑿機、浚渫機及別號ニ揭ゲザル其ノ部分品 瓲
一一七六 〇〇〇〇 農業機械及別號ニ揭ゲザル農業機械部分品 瓲及箇
一一七七 繰綿機
〇〇〇一 人力ニ依ルモノ 瓲及箇
〇〇〇九 其ノ他 瓲及箇
一一七八 〇〇〇〇 穀物精白機、製繩機及製菓機 瓲及箇

五〇〇〇	(戊) 綜絖	瓩
六〇〇〇	(己) 其ノ他	瓩
一一八六	軸受及同部分品（各種）	
一〇〇〇	(甲) 球軸受	瓩
二〇〇〇	(乙) コロ軸受	瓩
	(丙) 球軸受及コロ軸受ノ部分品	
三一〇〇	(一) 球及コロ	瓩
三二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
四〇〇〇	(丁) ベアリングメタル	瓩
	(戊) 其ノ他	
五一〇〇	(一) 鐵鋼製ノモノ	瓩
五二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
一一八七	鏈、同部分品及ベルト（機械用ノモノ）	
	(甲) 鐵鋼製ノモノ	
一一〇〇	(一) 自轉車用ノモノ	瓩
一二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
二〇〇〇	(乙) 革製ノモノ	瓩
	(丙) 其ノ他	
三一〇〇	(一) ゴムヲ用ヒタルモノ	瓩
三二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
一一八八	機械及裝置（別號ニ掲ゲザルモノ）	
〇〇〇〇		瓩
一一八九	機械及裝置ノ部分品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
	(甲) 軸	
一一〇〇	(一) 直軸	瓩
一二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	(乙) シヤフトカツプリング	
二一〇〇	(一) ボツクスカツプリング及フランヂカツプリング	瓩
二二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	(丙) ウイール及カム	
三一一〇	(一) 齒車	
三一一〇	(イ) 鐵鋼製ノモノ	瓩
三一二〇	(ロ) 其ノ他	瓩
	(二) 其ノ他	
三二一〇	(イ) 鐵鋼製ノモノ	瓩
三二二〇	(ロ) 其ノ他	瓩

四一〇〇	(一) 鐵鋼製ノモノ	瓩
四二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	(戊) 油壺及グリース壺	
五一〇〇	(一) 金屬製ノモノ	瓩
五二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	(己) 其ノ他	
六〇〇一	製紙用又ハパルプ製造用エンドレスフエルト	瓩
六〇〇二	製紙用又ハパルプ製造用エンドレススクリーン	瓩
六〇〇九	其ノ他	瓩

第十二類　雜品

番號	品名	單位
二〇〇一	ゴム、グツタペルカ及其ノ製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	
	(甲) 齒科用ノゴム及グツタペルカ	
一一〇〇	(一) 板狀ノモノ	瓩
一二〇〇	(二) 其ノ他	瓩
	圓座、ウオーターボツトル及水枕（內裝共）	
二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
二〇〇二	屑又ハ故ノゴム及グツタペルカ（再生用ノミニ適スルモノ）	瓩
二〇〇三	セルロイド及別號ニ掲ゲザルセルロイド製品	
一〇〇〇	(甲) 塊、棒、板及管	瓩
二〇〇〇	(乙) 其ノ他	瓩
三〇〇〇	(丙) 氷嚢、乳首及指サック	瓩
四〇〇〇	(丁) 消ゴム	瓩
	(戊) 其ノ他	
五一一〇	(一) 硬質ノモノ	
五一一〇	(イ) 棒、板及管	瓩
五一二〇	(ロ) 其ノ他	瓩
	(二) 其ノ他	
	(イ) 棒及板（マットヲ含ム）	
五二一一	棒	瓩
五二一九	板（マットヲ含ム）	瓩
五二二〇	(ロ) 絲、紐、管及輪	瓩
五二三〇	(ハ) 栓	瓩
五二四〇	(ニ) 其ノ他	瓩

二二〇四 石炭酸系人造樹脂（**ベークライト**等）及別號ニ掲ゲザル石炭酸系人造樹脂製品

一、〇〇〇 (甲) 粉、棒、板及管 瓩
二、〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

二二〇五 有機性人造可塑材料及同製品（別號ニ掲ゲザルモノ）

(甲) 透明紙（**セロファン**等）

一、一〇〇 (一) 無色無地ノモノ (挿入紙共) 瓩
二、二〇〇 (二) 其ノ他 (挿入紙共) 瓩

(乙) **フアクチス**其ノ他類似ノ**ゴム**代用物

二、〇〇〇 (一) 板 瓩
三、〇〇〇 (二) 其ノ他 瓩

(丙) 其ノ他

三、二一〇 (一) 石綿入ノモノ 瓩
三、二二〇 (二) 其ノ他 瓩

(一) 其ノ他

二二〇六 **リノリウム**其ノ他類似ノ油質調合物製牀用敷物 瓩

二二〇七 **タール、アスファルト**、樹脂等ヲ施シタル布帛又ハ紙（屋背、船底等ニ用フルモノ）

一、〇〇〇 (甲) 素地ニ紙ヲ用ヒタルモノ 瓩
二、〇〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

二二〇八 **ゴム**、**グツタペルカ**又ハ有機性人造可塑材料ト紡織品、紙、石綿等トノ混成品（別號ニ掲ゲザルモノ）

(甲) **ホース**

一、一〇〇 (一) 織布ノミヲ以テ補強シタルモノ 瓩
二、二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

二、〇〇〇 (乙) 機械用**ベルテイング** 瓩

(丙) 其ノ他

三、一一〇 (一) 石綿入ノモノ 瓩
三、一二〇 (二) 板 瓩
(ロ) 其ノ他 瓩
(ハ) 其ノ他

三、二一〇 石炭酸系人造樹脂入ノモノ 瓩

(イ)
(ロ) 其ノ他 瓩

三、二二一 **ゴム**入ノモノ 瓩
三、二二九 其ノ他 瓩

二二〇九 〇〇〇〇 **インターロッキングファスナー** 瓩

二二一〇 映畫用**フイルム**

二二一一 別號ニ掲ゲザル寫眞用**フイルム**

一、〇〇〇 (甲) **エッキス**線用**フイルム** (丙裝共) 瓩

(乙) 其ノ他

二、一〇〇 (一) 感光性ニシテ未撮影ノモノ (丙裝共) 瓩
二、二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

二二一二 蓄音機用又ハ機奏樂器用ノ**レコード**

一、〇〇〇 (甲) 蓄音機用圓盤 瓩

(甲) 幅三十五粍ノモノ

(一) 感光性ニシテ未撮影ノモノ

一、一一〇 (イ) 陽畫用ノモノ (丙裝共) 瓩
一、一二〇 (ロ) 其ノ他 (丙裝共) 瓩

(二) 現像シタルモノ

二、一一〇 (イ) 錄音シタルモノ 瓩
二、一二〇 (ロ) 其ノ他 瓩
二、一三〇 (三) 其ノ他 瓩
二、二〇〇 (乙) 其ノ他 瓩

二二一三 萬年筆、繰出鉛筆、**ペン**軸及其ノ部分品（**ペン**ヲ除ク）

一、〇〇〇 (甲) 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、**カメオ**、琥珀、象牙、鼈甲等ヲ以テ裝飾シタルモノ

(乙) 其ノ他

二、一〇〇 (一) **ペン**軸 瓩
二、二〇〇 (二) 其ノ他 瓩

二二一四 櫛

(甲) 木製ノモノ

一、一〇〇 (一) 黃楊木製ノモノ 瓩
一、二〇〇 (二) 其ノ他 瓩
二、〇〇〇 (乙) 竹製ノモノ 瓩
三、〇〇〇 (丙) 角製又ハ骨製ノモノ 瓩
四、〇〇〇 (丁) 有機性可塑材料製ノモノ 瓩
五、〇〇〇 (戊) 其ノ他 瓩

二二一五 **ブラシ**

一、〇〇〇 (甲) 彈劾用**ブラシ**及化粧用刷子 瓩

(乙) 歯ブラシ

二一〇〇 (一) 竹製ノ柄ヲ有スルモノ　瓩（内装共）
二一二〇 (二) 其ノ他　瓩（内装共）
三〇〇〇 (丙) 毛筆（ペイントブラシヲ含ム）　瓩
(丁) 其ノ他
(一) 植物繊維ヲ植毛シタルモノ
四一〇〇 (イ) 臺ヲ有セザルモノ　瓩
四一一〇 (ロ) 其ノ他　瓩
(二) 其ノ他
四二一〇 (イ) 金属線製ノ柄ヲ有スルモノ　瓩
四二二〇 (ロ) 其ノ他　瓩

二一一六 箒、モップ、塵拂及簚

一〇〇〇 (甲) 頭部ガ羽毛ヨリ成ルモノ　瓩
二〇〇〇 (乙) 頭部ガ綿ヨリ成ルモノ　瓩
三〇〇〇 (丙) 其ノ他　瓩

二一一七 〇〇〇〇 造花（模造ノ葉、果實等ヲ含ム）　瓩

二一一八 洋燈、提燈及其ノ部分品並ニ附屬品

一〇〇〇 (甲) 提燈（紙張又ハ布張ノモノ）　瓩
二〇〇〇 (乙) 鑛山用安全燈　瓩
三〇〇〇 (丙) 黄銅製燈口　瓩
(丁) 其ノ他
四一〇〇 (一) 金屬製ノモノ　瓩
四二〇〇 (二) 其ノ他　瓩

二一一九 〇〇〇〇 トランク、スートケース其ノ他ノ旅行用匣

扇子、團扇及其ノ部分品

一〇〇〇 (甲) 絹布張、絹入布張ノモノ及羽毛ヲ用ヒタルモノ　瓩
(乙) 紙張ノモノ
(一) 扇子
二一一〇 (イ) 骨數十五本ヲ超エザルモノ　瓩
二一二〇 (ロ) 骨數二十五本ヲ超エザルモノ　瓩

(ハ) 其ノ他　瓩
二一三〇 二一三〇 (二) 其ノ他　瓩
三〇〇〇 (丙) 其ノ他　瓩

二一三一 〇〇〇〇 化粧匣及別號ニ掲ゲザル化粧用具

二一三二 喫煙用雑貨

一〇〇〇 (甲) 陶磁製灰皿
二〇〇〇 (乙) 其ノ他

二一三三 〇〇〇〇 装飾人形及別號ニ掲ゲザル室内装飾用品

二一三四 〇〇〇〇 運動用具、競技用具竝ニ其ノ部分品及附屬品

二一三五 〇〇〇〇 玩具

二一三六 〇〇〇〇 遊戯具、同部分品及附屬品

二一三七 包裝用詰物

一〇〇〇 (甲) 經木製ノモノ　瓩
二〇〇〇 (乙) 紙製又ハパルプ製ノモノ　瓩
三〇〇〇 (丙) 透明紙製ノモノ　瓩
四〇〇〇 (丁) 其ノ他　瓩
飼料及肥料（別號ニ掲ゲザルモノ）

二一三八

(甲) 乾草、綠草及厩堆肥

一〇〇一 乾草　瓩
一〇〇九 其ノ他
二〇〇〇 (乙) 罐詰又ハ調理シタル飼料
三〇〇〇 (丙) 其ノ他

本類（第十二百十三號ヲ除ク）ノ物品ニシテ貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、偽珠、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、鼈甲等ヲ用ヒタルモノ

二一三九 〇〇〇〇

別號ニ掲ゲザル物品

二一三〇
一〇〇〇 (甲) 未製品
二〇〇〇 (乙) 其ノ他

◉第一種開港ノ指定ニ關スル件（勅令第五〇五號）

（康德四年十二月二十八日）

改正（康德五年四月二十一日勅令第六十四號）

關稅法第百六十條ノ規定ニ依リ第一種開港ヲ左ノ通指定ス

港名	港域
安東	大沙河口ニ於ケル北緯四十度八分二十秒、東經百二十四度二十四分四十四秒ノ地點ヨリ百六十三度七分三十秒ニ引キタル一線及二道浪頭縣崖最下端ニ於ケル北緯四十度一分三十六秒、東經百二十四度二十一分三十五秒ノ地點ヨリ正東ニ引キタル一線以內ノ水域
營口	北緯四十度四十二分三十四秒、東經百二十二度十五分四十七秒ノ地點（牛家屯第一立標）ヨリ二百三十度十分ニ引キタル一線及北緯四十度四十二分三十九秒、東經百二十二度九分四十秒ノ地點（永遠角第一立標前燈）ヨリ百八十度二十分ニ引キタル一線以內ノ水域
壺蘆島	北緯四十度四十三分四秒、東經百二十一度一分十七秒ノ地點（壺蘆島高角）ヨリ正南ニ引キタル一線及北緯四十度四十二分二秒、東經百二十度五十六分五十六秒ノ地點（望海寺角）ヨリ正東ニ引キタル一線以內ノ水域

附　則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

康德四年勅令第六十三號ハ之ヲ廢止ス

附　則（康德五年四月二十一日勅令第六十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◉第二種開港ノ指定ニ關スル件（康德四年十二月二十五日）

（經濟部令第七十九號）

關稅法第百六十條ノ規定ニ依リ第二種開港ヲ左ノ通指定ス

名稱	位置
大東溝	安東省安東縣
北井子	安東省鳳城縣
黃土坎	安東省鳳城縣
大孤山	安東省莊河縣
靑堆子	安東省莊河縣

莊河
復州
松木島
盤山
西海口
孫家灣
釣魚臺
沙後所南灘
娘娘頂

附則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

安東省莊河縣
奉天省復縣
奉天省復縣
奉天省盤山縣
錦州省錦縣
錦州省錦縣
錦州省興城縣
錦州省興城縣
錦州省興城縣

◉稅關驛、稅關飛行場及通關局一覽表（康德六年六月一日現在）

稅關驛	稅關飛行場	通關局名	通關局及位置
滿洲里驛	奉天北飛行場	安東郵政局	安東省安東市大和橋通四丁目
安東驛	新京飛行場	輯安郵政局	通化省輯安縣大街
圖們驛	臨江飛行場	臨江郵政局	通化省臨江縣正陽街路
琿春驛	山海關飛行場	長白郵政局	通化省長白縣興利街
山海關驛	承德飛行場	營口郵政局	奉天省營口市新市街南本町三丁目
古北口驛	錦州飛行場	奉天中央郵政局	奉天省奉天市浪速通
	哈爾濱飛行場	新京中央郵政局	新京特別市中央通
	新京飛行場	哈爾濱中央郵政局	濱江省哈爾濱市長官公署街
	奉天飛行場	圖們郵政局	間島省延吉縣圖們街林河街
	錦州飛行場	龍井郵政局	間島省延吉縣龍井街六道溝龍井胡同
		琿春郵政局	間島省琿春縣琿春街西大街
		南綏中郵政局	山海關南門外
		南灤平郵政局	熱河省灤平縣古北口

◉特派官吏手數料ニ關スル件（康德四年十二月二十八日經濟部令第一〇一號）

第一條　第二種保稅貨場、第二種保稅倉庫又ハ保稅工場ノ設營者ハ特派スベキ稅關官吏一人ニ付每一月百五十圓ノ特派官吏手數料ヲ所轄稅關長ニ納付スベシ但シ官吏交替ノ場合ヲ除キタル赴任又ハ歸任ニシテ旅費ヲ要スルトキハ內國旅費規則ニ定ムル旅費額ヲ加フ

第二條　特派官吏手數料ハ一月分以上ヲ前納スベシ但シ特許ノ月ニ係ルモノハ特許ノ日ヨリ十日以內ニ之ヲ納付スベシ

附　則

第三條　本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條　康德三年財政部令第三十八號特派官吏手數料ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

第五條　康德三年財政部令第三十八號附則ノ規定ニ依リ特派官吏手數料ノ徵收ヲ免除セラレタル第二種保稅貨場設營者ニ付テハ當分ノ間特派官吏手數料ヲ徵收セズ

◉移出申告書ノ樣式ニ關スル件（康德五年二月五日經濟部令第三號）

轉口稅則ノ適用ヲ受クル物品ノ通關手續ヲ爲ス爲稅關ニ提出スベキ申告書ハ別紙樣式ニ依ルベシ

附　則

本令ハ康德五年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

別紙樣式

移出申告書

函號 專用書番號

所轄稅關

(※)受付日附印

(※)申告番號

(※)告知番號

(申告人記號)

運輸機關	國籍及種類	最終仕向地	申告年月日 年 月 日	荷送人	稅關名
	名稱又ハ番號	積換地	申告人 氏名 申告人印		
船積指圖書號番號		發送豫定年月日 年 月 日	住所	荷受人	

搬入類番號	記號及番號	包裝ノ種類及數箇	生產地又ハ製造地	品名	(※)課稅別符號	(※)稅表統計番號及符號 稅番	符號	(※)稅率	數量 數字	單位	價格 圓 錢	(※)稅額 圓 錢
總箇數		(※)									稅額計	

調定年月日	年 月 日
稅務科	鑑査科 監視科

會立査認印 檢人

添附書類	通	通

(申告上ノ注意)

一 (※)印ヲ附シタル箇所ニハ記入スベカラズ 1

二 帆船ニ依ル場合ニ在リテハ其ノ旨欄外ニ表示スベシ 2

三 申告人記號欄外ハ餘白ニ表示スルコトヲ得 3

備考

一 用紙及輪廓ノ寸法、紙質、地色、印刷色合

用紙ノ寸法ハ縱二十五糎五毛、橫三十六糎、輪廓ノ寸法ハ縱二十糎、橫三十二糎トス

紙質ハ四十五封度(B)模造紙トス

地色ハ副本一通ハ黃トシ他ハ白トス

印刷色合ハ想務トス

二 申告書ノ提出方

申告書ハ三通(正本一通、副本二通)ヲ提出スルモノトス但シ他港ニ於テ他船ニ積換ヘントスル物品ニ付テハ更ニ副本二通ヲ添附提出スルヲ要ス

◉關稅犯搜査執行稅關官吏又ハ稅關巡役ノ攜帶スベキ證票ノ樣式ニ關スル件（康德五年二月五日經濟部令第四號）

關稅法第二百四十四條ノ規定ニ依リ關稅犯ノ搜査ヲ執行スル稅關官吏又ハ稅關巡役ノ攜帶スベキ證票ハ別紙樣式ニ依ル

附　則

本令ハ康德五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

別紙樣式

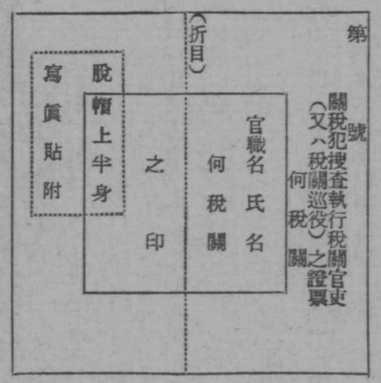

備考

寸法「縦十糎、横十四糎トシテ金文字ヲ以テ「關稅犯捜査執行稅關官吏ノ證票」ト表示シタル黒表紙ヲ附ス

◉康德四年經濟部令第七十二號ニ依ル法人ノ承認ニ關スル件

（康德五年二月十二日經濟部指令第三七四號）

社團法人滿洲防空協會ニ令ス

康德四年經濟部令第七十二號關稅法第二十九條第三號ノ施行ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ其ノ會ヲ專ラ空襲防衛ノ用ニ供セラルル物品ニ付關稅徵收ノ免除ヲ受ケ得ベキ法人トシテ承認ス

參考

◉國務院各部官制抄錄（康德四年六月五日勅令第一二〇號）

改正（康德四年九月十七日勅令第二七五號）

（康德四年十二月一日勅令第四一九號）（康德五年十二月二十四日勅令第三一九號）（康德六年三月三十日勅令第六三號）

第三章　民生部

第二十條　民生部大臣ハ教育、禮教、社會、保健其ノ他民心作興及民生安定ニ關スル事項ヲ掌理ス

第二十三條　民生部ニ左ノ三司ヲ置ク

教育司

社會司

保健司

第二十六條　保健司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　國民ノ體育及健康增進ニ關スル事項

二　防疫及公衆衞生ニ關スル事項

三　醫藥行政ニ關スル事項

第六章　經濟部

第四十二條　經濟部大臣ハ貨幣、金融、國債、投資、商事、貿易、權度、租稅、專賣及國有財產ニ關スル事項ヲ掌理ス

第四十三條　經濟部ニ左ノ職員ヲ置ク

司長	三人	簡任
參事官	四人	薦任（內一人ヲ簡任ト爲スコトヲ得）
理事官	十二人	薦任
技正	二人	簡任若ハ薦任（但シ簡任ハ一人ヲ超エルコトヲ得ズ）
秘書官	一人	薦任
事務官	三十七人	薦任
技佐	四人	薦任
屬官	百七十九人	委任
技士	十二人	委任

第四十四條　司長ハ大臣ノ命ヲ承ケ司務ヲ掌理ス

參事官ハ部務ニ參畫シ及特ニ命ゼラレタル事項ヲ掌ル

理事官及事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正及技佐ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

秘書官ハ大臣ノ命ヲ承ケ機密事項ヲ掌ル

屬官ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

技士ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第四十五條　經濟部ニ左ノ三司ヲ置ク

金融司

商務司

稅務司

第四十六條　金融司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　貨幣ニ關スル事項

二　金融ニ關スル事項

三　外國爲替ニ關スル事項
四　金融機關ノ監督ニ關スル事項
五　國債ノ事務及地方債ノ監督ニ關スル事項
六　投資ニ關スル事項
七　國有財產ノ管理ニ關スル事項

第四十七條　商務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　商業及取引ニ關スル事項
二　貿易ニ關スル事項
三　保險ニ關スル事項
四　倉庫ニ關スル事項

第四十八條　稅務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　內國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二　稅務行政ニ關スル事項
三　關稅及噸稅ノ賦課徵收ニ關スル事項

四　關稅及噸稅行政ニ關スル事項
五　公租公課ノ調整ニ關スル事項
六　租稅外諸收入ニ關スル事項

第七章　交通部

第四十九條　交通部大臣ハ鐵道、道路、河川、港灣、公有水面、水運、航空、郵務、電信、電話其ノ他交通及通信ニ關スル事項竝ニ觀象ニ關スル事項ヲ掌理ス

第五十三條　交通部ニ左ノ三司ヲ置ク
鐵路司
道路司
航路司

第五十六條　航路司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　河川及公有水面ニ關スル事項
二　港灣ニ關スル事項

三　水運、船舶及船員ニ關スル事項
四　航空ニ關スル事項
五　觀象ニ關スル事項

附　則

本令ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德四年九月十七日勅令第二七五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德四年十二月一日勅令第四一九號）

本令ハ康德四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德五年十二月二十四日勅令第三一九號）

本令ハ康德六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德六年三月三十日勅令第六三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◉民生部分科規程拔萃（康德四年七月一日政府公報）

第十六條　保健司ニ左ノ四科ヲ置ク

保健體育科
醫務科
防疫科
煙政科

第十九條　防疫科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　急性及慢性傳染病ニ關スル事項
二　寄生蟲及原蟲病ニ關スル事項
三　地方病ニ關スル事項
四　檢疫ニ關スル事項
五　痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

附　則

本規程ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◉經濟部分科規程（康德四年七月一日政府公報）

改正（康德六年三月二十五日政府公報）

第一條　大臣官房ニ左ノ四科ヲ置ク

人事科

文書科

會計科

資料科

第二條　人事科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　御容及詔書謄本ニ關スル事項

二　交際及儀禮ニ關スル事項

三　職員ノ任免進退及身分ニ關スル事項

四　職員ノ規律及賞罰ニ關スル事項

五　職員ノ給與及待遇ニ關スル事項

六　職員ノ定員ニ關スル事項

七　職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

八　恩賞ニ關スル事項

九　賜金及恤金ニ關スル事項

十　職員ノ共濟ニ關スル事項

第三條　文書科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　官署印及官印ノ管守ニ關スル事項

二　總動員ニ關スル事項

三　行政考察ニ關スル事項

四　情報及宣傳ニ關スル事項

五　文書ノ收發及編纂保存ニ關スル事項

六　文書ノ審査及進達ニ關スル事項

七　部令訓令等ノ公布ニ關スル事項

八　公報掲載其ノ他公示ニ關スル事項
九　分科及處務規程ニ關スル事項
十　會議ニ關スル事項
十一　他科ノ主管ニ屬セザル事項

第四條　會計科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一　豫算及決算ニ關スル事項
二　收入及支出ニ關スル事項
三　用度、營繕及借地借家ニ關スル事項
四　會計ノ監督ニ關スル事項
五　印紙類ノ調製及出納保管ニ關スル事項
六　財產ノ管理ニ關スル事項
七　部保管ノ現金及有價證券ニ關スル事項
八　他科ノ主管ニ屬セザル契約ニ關スル事項
九　廳舍ノ管理及廳內ノ取締ニ關スル事項

十　義務貯金ニ關スル事項
十一　電話及自動車ニ關スル事項
十二　傭人ニ關スル事項
十三　所管官舍ニ關スル事項

第五條　資料科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一　統計ニ關スル事項
二　資料ノ蒐集及統括整理ニ關スル事項
三　圖書及刊行物ニ關スル事項
四　財政史編纂ニ關スル事項

第六條　金融司ニ左ノ四科ヲ置ク
金融科
銀行科
爲替科
管財科

第七條　金融科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　金融統制ニ關スル事項

二　滿洲中央銀行ニ關スル事項

三　貨幣ニ關スル事項

四　紙幣類似證券ノ取締ニ關スル事項

五　國債ノ事務ニ關スル事項

六　地方債ノ監督ニ關スル事項

七　有獎債券ニ關スル事項

八　投資特別會計ニ關スル事項

九　國際收支及金融事情ノ調査ニ關スル事項

十　金融統計ノ作成ニ關スル事項

十一　他科ノ主管ニ屬セザル事項

第八條　銀行科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　滿洲興業銀行ニ關スル事項

二　普通銀行ニ關スル事項

三　金融合作社及金融合作社聯合會ニ關スル事項

四　金融會及金融會聯合會ニ關スル事項

五　組合金融ニ關スル事項

六　無盡會社ニ關スル事項

七　信託業ニ關スル事項

八　庶民金融機關ニ關スル事項

九　彩票ニ關スル事項

第九條　爲替科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　外國爲替ニ關スル事項

二　產金買上ニ關スル事項

三　外國爲替及產金買上事項ノ調査ニ關スル事項

四　外國爲替及產金買上統計ノ作成ニ關スル事項

第十條　管財科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　國有財産ノ總括ニ關スル事項
二　國有財産ノ調査及整理ニ關スル事項
三　雜種財産ノ管理及處分ニ關スル事項
四　雜種財産ノ管理事務ノ監督ニ關スル事項
五　國有財産整理資金特別會計ニ屬スル人事及經理ノ調査ニ關スル事項

第十一條　商務司ニ左ノ三科ヲ置ク

商事科
貿易科
調査科

第十二條　商事科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　物資ノ需給調節ニ關スル事項
二　物價統制ニ關スル事項
三　公司ニ關スル事項
四　商事團體ニ關スル事項

五　商事組合ニ關スル事項
六　消費組合ニ關スル事項
七　市場ニ關スル事項
八　取引所ニ關スル事項
九　保險業ニ關スル事項
十　倉庫業ニ關スル事項
十一　他科ノ主管ニ屬セザル事項

第十三條　貿易科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　貿易統制ニ關スル事項
二　通商政策ニ關スル事項
三　輸出振興ニ關スル事項
四　貿易團體ニ關スル事項
五　貿易組合ニ關スル事項
六　貿易統計ノ作成ニ關スル事項

第十四條　調査科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　物價及經濟取引事情ノ調査ニ關スル事項

二　通商事情ノ調査ニ關スル事項

三　博覽會及見本市ニ關スル事項

第十五條　稅務司ニ左ノ三科ヲ置ク

國稅科

關稅科

經理科

第十六條　國稅科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　內國稅及地方稅（公共組合費其ノ他ノ公租公課ヲ含ム以下同ジ）ノ賦課減免ニ關スル事項

二　內國稅及地方稅ノ犯則者ノ處罰又ハ處分ニ關スル事項

三　內國稅及地方稅制度ノ調査ニ關スル事項

四　稅務職員ノ指導監督ニ關スル事項

五　內國稅及地方稅事務ノ管理監督ニ關スル事項

六　交付金及拂戻金ノ調査ニ關スル事項

七　內國稅及地方稅ノ課稅物件ノ試驗、分析及鑑定ニ關スル事項

八　內國稅及地方稅ノ稅源涵養ニ關スル事項

九　內國稅及地方稅徵收費ノ經理ノ調査ニ關スル事項

十　印紙類ノ發行、樣式、賣下及取締ニ關スル事項

第十七條　關稅科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　關稅及噸稅ノ賦課減免及拂戻シニ關スル事項

二　稅關諸手數料ニ關スル件

三　保稅區域ニ關スル事項

四　輸出入、轉口及保稅物品竝ニ其ノ運搬具ノ取締ニ關スル事項

五　開港、稅關停車場、稅關飛行場及通關局ニ關スル事項

六　通關代辦人ニ關スル事項

七　關稅及噸稅法令犯則者處分ニ關スル事項

八　輸出入物品ノ調査及鑑定ニ關スル事項
九　關稅率及關稅制度ノ調査ニ關スル事項
十　稅關職員ノ指導監督ニ關スル事項
十一　稅關事務ノ管理監督ニ關スル事項
十二　稅關經費ノ經理ノ調査ニ關スル事項

第十八條　經理科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一　租稅及租稅外諸收入ノ豫算決算ノ調査ニ關スル事項
二　租稅ノ徵收及租稅外諸收入ノ收納竝ニ監査ニ關スル事項
三　稅務統計ノ作成ニ關スル事項
四　他科ノ主管ニ屬セザル事項

附　則

本規程ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◉交通部分科規程拔萃（康德四年七月一日政府公報）

第十三條　航路司ニ左ノ四科竝ニ船員養成所ヲ置ク
水運科
航空科
調查科
工事科

船員養成所ハ之ヲ哈爾濱ニ置ク

第十四條　水運科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一　河川港灣其ノ他公有水面ノ管理ニ關スル事項
二　航路ニ關スル事項
三　航運業ノ統制及監督ニ關スル事項
四　船舶ニ關スル事項
五　海事審判ニ關スル事項
六　船員及水先人ノ取締ニ關スル事項
七　航路標識ニ關スル事項

八　他科ノ主管ニ屬セザル事項

附　則

本規程ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◉稅關官制（大同二年八月二日敎令第六五號）

（康德元年三月勅令第一一號）（同第七七號）（康德二年四月改正）（康德二年六月同第二五號）（同第六〇號）（康德三年四月同第五六號）

（康德四年六月同第一六九號全部改正）（康德五年八月十六日同第二〇四號）（康德六年三月三十日同第六七號）

第一條　稅關ハ經濟部大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ管掌ス

一　關稅、噸稅及稅關諸收入ノ徵收ニ關スル事項

二　保稅區域其ノ他ノ關稅法令上取締ヲ必要トスル區域ニ關スル事項

三　輸出、輸入、轉運、積戻、外國經由運送及保稅物品ノ取締ニ關スル事項

四　船舶、航空機、車輛其ノ他ノ運搬具ニ關シ前各號ニ揭グル事項ノ執行ノ爲必要ナル取締ニ關スル事項

五　通關代辦人ニ關スル事項

六　關稅及噸稅法令違反者處分ニ關スル事項

七　貿易統計ニ關スル事項

八　開港港則ニ關スル事項

九　開港ニ於ケル船舶ノ檢疫ニ關スル事項

第二條　左ノ各地ニ稅關ヲ置ク

大連　安東　營口　奉天　新京　哈爾濱　圖們　山海關

第三條　各稅關ノ管轄區域ハ經濟部大臣之ヲ定ム

第四條　稅關ヲ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

稅關長	八人	簡任若ハ薦任（但シ簡任ハ七人ヲ超ユルコトヲ得ズ）
副稅關長	二人	簡任若ハ薦任
理事官	十七人	薦任
技正	五人	薦任（內一人ヲ簡任ト爲スコトヲ得）
醫官	三人	薦任

事務官　四十六人　薦任
技佐　四十七人　薦任
屬官　四百四十一人　委任
技士　四百三十四人　委任
監吏　六百五十四人　委任
手數料ヲ徵シテ保稅區域其ノ他關稅上特殊ノ取扱ヲ爲ス場所ニ常時派出スル稅關官吏ハ之ヲ定員外トス

第五條　稅關長ハ經濟部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ稅關ノ事務ヲ綜理ス但シ各部所管ノ事務ニ付テハ各其ノ主管部大臣ノ指揮監督ヲ承ク

稅關長ハ所屬職員ヲ指揮監督シ其ノ進退及賞罰ニ關シ經濟部大臣ニ具狀ス

第六條　副稅關長ハ稅關長ヲ佐ケ各科ノ事務ヲ監督シ稅關長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第七條　稅關長又ハ稅關長及副稅關長共ニ事故アルトキハ經濟部大臣ハ理事官又ハ事務官ノ一人ヲシテ稅關長ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第八條　理事官及事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
技正及技佐ハ上司ノ命ヲ承ケ物品ノ檢查及鑑定ヲ掌ル
醫官ハ上司ノ命ヲ承ケ檢疫ヲ掌ル
屬官ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
技士ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
監吏ハ上司ノ指揮ヲ承ケ關稅警察其ノ他ノ事務及技術ニ服ス

第九條　經濟部大臣ハ必要ト認ムル地ニ稅關分關ヲ置クコトヲ得

第十條　稅關分關ニ稅關分關長ヲ置キ理事官、事務官又ハ屬官ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　稅關分關長ハ稅關長ノ命ヲ承ケ稅關分關ノ事務ヲ掌理ス

第十二條　稅關ノ分科規程ハ經濟部大臣之ヲ定ム

第十三條　稅關分關ノ事務分掌ハ經濟部大臣ノ認可ヲ經テ稅關長之ヲ定ム

第十四條　稅關長ハ經濟部大臣ノ認可ヲ經テ必要ト認ムル地ニ稅關分卡ヲ置キ稅關ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

附　則

本令ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ左表上欄ニ掲クル官ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各其ノ相當下欄ニ掲クル官ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

稅關鑑査官	稅關技佐
稅關監視官	稅關事務官
稅關監視官佐	稅關屬官
稅關鑑査官佐	稅關技士

附　則（康德五年八月十六日勅令第二〇四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德六年三月三十日勅令第六七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德元年四月四日財政部令第八號）

◉稅關管轄區域（康德四年六月三十日財政部令第二七號）（康德五年七月四日經濟部令第二八號）

改正

稅關管轄區域

稅關名稱	管轄區域
關東州	
大連稅關	奉天省內復縣 安東省內莊河縣、岫巖縣
安東稅關	安東省內安東市、安東縣、鳳城縣、寬甸縣、桓仁縣 通化省
營口稅關	奉天省內營口市、鞍山市、海城縣、臺平縣 錦州省內臺安縣、經山縣
奉天稅關	奉天省內奉天市、撫順市、遼陽市、四平街市、鐵嶺市、遼陽縣、遼中縣、本溪縣、撫順縣、瀋陽縣、鐵嶺縣、開原縣、新民縣、法庫縣、康平縣、與京縣、清原縣、西豐縣、昌圖縣、梨樹縣、

	鞍山縣、遼源縣、海龍縣、東豐縣、西安縣
	與安南省內庫倫旗、科爾沁左翼前旗、科爾沁左翼後旗、科爾沁左翼中旗、科爾沁右翼中旗、通遼縣
新京稅關	新京特別市
	吉林省內吉林市、長春縣、雙陽縣、伊通縣、德惠縣、九臺縣、農安縣、長嶺縣、乾安縣、扶餘縣、永吉縣、舒蘭縣、磐石縣、樺樹縣、懷德縣、郭爾羅斯前旗
	龍江省內鎮東縣、安廣縣、白城縣、洮南縣、醴泉縣、臚榆縣、開通縣
	與安東省內喜札嘎爾旗
	與安南省內札賚特旗、科爾沁右翼前旗、科爾沁右翼後旗
濱江稅關	濱江省
	龍江省內齊齊哈爾市、龍江縣、泰來縣、綏康縣、景星縣、甘南縣、富裕縣、林甸縣、依安縣、訥河縣、克山縣、明水縣、克東縣、拜泉縣、德都縣、嫩江縣、龍鎮縣、通北縣、大賚縣、杜爾伯特旗、依克明安旗
哈爾濱稅關	

	三江省
	黑河省
	與安東省內布特哈旗、阿榮旗、莫力達瓦旗、巴彥旗
	與安北省
圖們稅關	間島省
	吉林省內額穆縣、敦化縣、樺甸縣
	牡丹江省
山海關稅關	錦州省內錦州市、錦縣、錦西縣、興城縣、綏中縣、義縣、北鎮縣、黑山縣、彰武縣、朝陽縣、阜新縣
	熱河省
	與安西省

附　則（康德五年七月四日經濟部令第二八號）

本令ハ康德五年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

◉稅關分科規程（康德四年六月三十日政府公報）

第一條　稅關ニ稅關長官房、稅務科、鑑査科、監視科及會計科ヲ置ク
大連稅關ニハ前項ノ外統計科ヲ置ク
安東稅關及營口稅關ニハ第一項ノ外港務科及檢疫科ヲ置ク

第二條　稅關長官房ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　人事及機密ニ關スル事項
二　官印及關印ノ管守ニ關スル事項
三　文書ノ收受、發送ニ關スル事項
四　文書、記錄ノ編纂、保管ニ關スル事項
五　飜譯及通譯ニ關スル事項
六　貿易狀況其ノ他ノ調査ニ關スル事項
七　異議及訴願ニ關スル事項
八　他ノ科ニ屬セザル事項

第三條　稅務科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　諸申告書ノ受理ニ關スル事項
二　諸稅及諸收入ノ賦課徵收及拂戻ニ關スル事項
三　諸稅及諸收入ノ豫算及決算ニ關スル事項
四　物品ニ關スル事項
五　輸出入制限品ノ通關許可ニ關スル事項
六　免稅ニ關スル事項
七　稅金其ノ他ノ稅關ニ納付スベキ金錢ノ擔保ニ關スル事項
八　臨時開廳ノ特許ニ關スル事項
九　統計資料ノ整備ニ關スル事項

第四條　鑑査科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　物品ノ檢査、鑑定ニ關スル事項
二　物價調査ニ關スル事項
三　送狀ノ整理、保存ニ關スル事項

四　見本品ノ採取、保存ニ關スル事項

第五條　監視科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一　船舶、航空機、車輛其ノ他ノ運搬具ノ取締ニ關スル事項

二　物品ノ取締ニ關スル事項

三　物品ノ積卸許可ニ關スル事項

四　定時間外物品取扱ノ特許ニ關スル事項

五　保稅區域ノ設置、變更、廢止ニ關スル事項

六　保稅區域其ノ他ノ外國物品ヲ藏置シ得ベキ場所ノ取締ニ關スル事項

七　關稅通路ノ取締ニ關スル事項

八　旅客攜帶品ニ關スル事項

九　船用品其ノ他運搬具用品ノ輸出入認許ニ關スル事項

十　通關代辨人ニ關スル事項

十一　犯則事件ノ捜査及犯則者處分ニ關スル事項

十二　廳內外ノ警備ニ關スル事項

第六條　會計科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一　經費ノ豫算及決算ニ關スル事項

二　經費ノ支拂ニ關スル事項

三　物品ノ出納、保管ニ關スル事項

四　國有財產ニ關スル事項

五　營繕ニ關スル事項

第七條　港務科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一　開港港則ニ關スル事項

二　開港ノ管理ニ關スル事項

第八條　檢疫科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一　開港ニ於ケル檢疫ニ關スル事項

二　港內衞生ニ關スル事項

第九條　統計科ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一　統計資料ノ蒐集、整理及保存ニ關スル事項

二　統計諸表ノ作成ニ關スル事項

附　則

本規程ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◉稅關分關ノ名稱及位置

（康德四年六月三十日財政部令第二八號）
（康德五年七月二十九日經濟部令第三二號）改正

名稱	位置
大連稅關旅順分關	關東州旅順市
大連稅關莊河分關	安東省莊河縣城
大連稅關瓦房店分關	奉天省復縣
安東稅關臨江分關	通化省臨江縣城
哈爾濱稅關滿洲里分關	興安北省滿洲里市
圖們稅關龍井分關	間島省延吉縣龍井街
圖們稅關琿春分關	間島省琿春縣城
山海關稅關壺蘆島分關	錦州省錦西縣壺蘆島
山海關稅關西海口分關	錦州省錦縣西海口
山海關稅關古北口分關	熱河省灤平縣古北口

山海關稅關喜峰口分關

熱河省青龍縣喜峰口

附　則

本令ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德五年七月二十九日經濟部令第三二號）

本令ハ康德五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

關	新京

◉稅關分卡一覽表

（康德六年六月一日現在）

管轄	名稱	位置
大連稅關	大連稅關金州分卡	關東州金州
	大連稅關三道灣分卡	關東州老爺廟會三道灣屯
	大連稅關普蘭店分卡	關東州普蘭店
	大連稅關貔子窩分卡	關東州貔子窩
	大連稅關城子疃分卡	關東州城子疃
	大連稅關復州分卡	奉天省復縣復州
	大連稅關松木島分卡	奉天省復縣松木島
	大連稅關莊河分關青堆子分卡	奉天省莊河縣青堆子
	大連稅關莊河分關大孤山分卡	安東省莊河縣大孤山
	大連稅關瓦房店分關太平嶺分卡	奉天省復縣復東鎮
	大連稅關瓦房店分關張家屯分卡	奉天省復縣張家屯
	大連稅關瓦房店分關李家屯分卡	奉天省復縣李家屯
	大連稅關瓦房店分關榆樹房分卡	奉天省復縣榆樹房
	大連稅關瓦房店分關古老莊分卡	奉天省復縣古老莊
	大連稅關瓦房店分關修家屯分卡	奉天省復縣修家屯
	大連稅關瓦房店分關胡家屯分卡	奉天省復縣胡家屯
	大連稅關瓦房店分關田家甸分卡	奉天省復縣田家甸
	大連稅關瓦房店分關臭家屯分卡	奉天省復縣臭家屯
	大連稅關瓦房店分關宮家屯分卡	奉天省復縣宮家屯
	大連稅關瓦房店分關嵐崗城分卡	奉天省復縣嵐崗城
	大連稅關瓦房店分關朱家屯分卡	奉天省復縣朱家屯
安東稅關	安東稅關臨江分關六道溝分卡	通化省臨江縣六道溝
	安東稅關長白分卡	通化省長白縣長白
	安東稅關緝安分卡	通化省緝安縣緝安
	安東稅關外岔溝分卡	通化省緝安縣外岔溝
	安東稅關小蒲石河分卡	安東省寬甸縣小蒲石河
	安東稅關長甸河口分卡	安東省安東縣長甸河口
	安東稅關大東溝分卡	安東省鳳城縣大東溝
	安東稅關北井子分卡	安東省鳳城縣北井子
	安東稅關黃土坎分卡	安東省鳳城縣黃土坎
營口稅關	營口稅關盤山分卡	奉天省盤山縣盤山
奉天稅關		
新京稅關		
哈爾濱稅關		
圖們稅關	圖們稅關綏芬河分卡	牡丹江省東寧縣綏芬河
	圖們稅關琿春分關敬信分卡	間島省琿春縣敬信村圈河屯
	圖們稅關琿春分關西沙坨子分卡	間島省琿春縣興仁鄉西沙坨子
	圖們稅關琿春分關上甩灣子分卡	間島省琿春縣興仁鄉上甩灣子
	圖們稅關密江分卡	間島省琿春縣德惠鄉密江
	圖們稅關凉水泉子分卡	間島省汪清縣春芳鄉凉水泉子
	圖們稅關石建坪分卡	間島省和龍縣石建坪
	圖們稅關鐘城船口分卡	間島省和龍縣鐘城船口
	圖們稅關開山屯分卡	間島省和龍縣開山屯
	圖們稅關龍井分關稽查處分卡	間島省和龍縣稽查處
	圖們稅關龍井分關南坪分卡	間島省和龍縣南坪
	圖們稅關龍井分關古城里分卡	間島省和龍縣古城里

稅關	分卡	所在地
關	大連稅關瓦房店分關胡家屯分卡	奉天省復縣胡家屯
	大連稅關瓦房店分關田家甸分卡	奉天省復縣田家甸
	大連稅關瓦房店分關與家屯分卡	奉天省復縣與家屯
	大連稅關瓦房店分關宮家屯分卡	奉天省復縣宮家屯
	大連稅關瓦房店分關嵐崮城分卡	奉天省復縣嵐崮城
	大連稅關瓦房店分關朱家屯分卡	奉天省復縣朱家屯
安東稅關	安東稅關臨江分關六道溝分卡	通化省臨江縣六道溝
	安東稅關長白分卡	通化省長白縣長白
	安東稅關緝安分卡	通化省緝安縣緝安
	安東稅關外岔溝分卡	通化省緝安縣外岔溝
	安東稅關小蒲石河分卡	安東省寬甸縣小蒲石河
	安東稅關長甸河口分卡	安東省寬甸縣長甸河口
	安東稅關大東溝分卡	安東省安東縣大東溝
	安東稅關北井子分卡	安東省鳳城縣北井子
	安東稅關黃土坎分卡	安東省鳳城縣黃土坎
營口稅關	營口稅關盤山分卡	奉天省盤山縣盤山
奉天稅關	—	—
新京稅關	—	—
哈爾濱稅關	—	—
圖們稅關	圖們稅關綏芬河分卡	牡丹江省東寧縣綏芬河
	圖們稅關琿春分關敬信分卡	間島省琿春縣敬信村圈河屯
	圖們稅關琿春分關西沙坨子分卡	間島省琿春縣興仁鄉西沙坨子
	圖們稅關琿春分關上甩灣子分卡	間島省琿春縣興仁鄉上甩灣子
	圖們稅關密江分卡	間島省琿春縣德惠鄉密江
	圖們稅關凉水泉子分卡	間島省汪清縣春芳鄉凉水泉子
	圖們稅關石建坪分卡	間島省和龍縣石建坪
	圖們稅關鐘城船口分卡	間島省和龍縣鐘城船口
	圖們稅關開山屯分卡	間島省和龍縣開山屯
	圖們稅關龍井分關稽查處分卡	間島省和龍縣稽查處
	圖們稅關龍井分關南坪分卡	間島省和龍縣南坪
	圖們稅關龍井分關古城里分卡	間島省和龍縣古城里
	圖們稅關龍井分關沙金溝分卡	間島省和龍縣沙金溝
山海關稅關	山海關稅關釣魚台分卡	錦州省興城縣釣魚台
	山海關稅關娘娘頂分卡	錦州省興城縣娘娘頂
	山海關稅關九門口分卡	錦州省綏中縣九門口
	山海關稅關義院口分卡	熱河省青龍縣義院口
	山海關稅關界嶺口分卡	熱河省青龍縣界嶺口
	山海關稅關冷口分卡	熱河省青龍縣冷口二道河子
	山海關稅關喜峰口分關羅文峪分卡	熱河省興隆縣馬道溝
	山海關稅關喜峰口分關潘家口分卡	熱河省青龍縣潘家口
	山海關稅關興隆分卡	熱河省興隆縣城
	山海關稅關古北口分關白馬關分卡	熱河省灤平縣第五區司家營子
	山海關稅關古北口分關承德分卡	熱河省承德縣城

◉雄基、清津及上三峰ニ於ケル稅關事務開始ノ件（康德二年六月二十二日財政部佈告第五號）

康德二年五月二十二日新京ニ於テ外交部大臣ト本國駐在ノ日本帝國特命全權大使トノ間ニ署名調印セラレタル圖們江國境ヲ通過スル列車直通運轉及稅關手續簡捷ニ關スル協定ニ基キ康德二年七月一日ヨリ本國稅關官吏ヲ雄基、清津及上三峰ニ派シ本國稅關ノ事務ヲ取扱ハシム

雄基、清津及上三峰ニ於ケル本國稅關官吏ノ事務所ノ名稱及其ノ位置別表ノ如シ

（別表）

名稱	位置	名稱	位置
滿洲國圖們稅關雄基辦公處	朝鮮咸鏡北道慶興郡雄基邑	滿洲國圖們稅關清津辦公處	朝鮮咸鏡北道清津府
滿洲國圖們稅關上三峰辦公處	朝鮮咸鏡北道鐘城郡南山面		

◉羅津ニ於ケル稅關事務開始ノ件（康德二年十月三十日財政部佈告第九號）

康德二年五月二十二日新京ニ於テ外交部大臣ト本國駐劄日本帝國特命全權大使トノ間ニ署名調印セラレタル圖們江國境ヲ通過スル列車直通運轉及稅關手續簡捷ニ關スル協定ニ基キ康德二年十一月一日ヨリ本國稅關官吏ヲ羅津ニ派シ本國稅關ノ事務ヲ取扱ハシム

羅津ニ於ケル本國稅關官吏ノ事務所ノ名稱及其ノ位置左記ノ如シ

記

名稱	位置
滿洲國圖們稅關羅津辦公處	朝鮮咸鏡北道慶興郡羅津邑

◉海上警察隊官制拔萃（康德四年六月二十七日勅令第一八六號）

（改正）（康德四年十二月勅令第四三三號）

第一條　海上警察隊ハ其ノ管轄海上ヲ警戒シ不正入國、密輸出入及密漁ノ監視取締竝ニ海上ノ治安維持ニ任ズ

第二條　海上警察隊ノ位置、編成及管轄區域ハ治安部大臣之ヲ定ム

第四條　隊長ハ治安部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ隊務ヲ掌理ス其ノ各部所管ノ事務ニ關シテハ各部大臣ノ指揮監督ヲ承ク

附則

本令ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◉海上警察隊ノ位置、編成及管轄區域（康德四年九月十三日治安部令第一一號）

（改正）（康德五年八月二十九日治安部令第四一號）

海上警察隊ノ位置、編成及管轄區域

一　位置

奉天省營口市

二　編成

別表ノ通トス

三　管轄區域

渤海及黃海ニ面スル國內ノ海上トス

附　則

本令ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德五年八月二十九日治安部令第四一號）

本令ハ康德五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）海上警察隊編成表

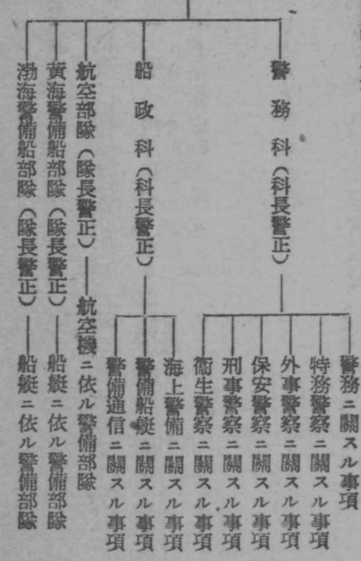

備考　一　各部隊配屬船艇及各部隊ノ警備區域ハ海上警察隊長之ヲ定メ治安部大臣ニ報告スルモノトス

二　船艇ニ依ル部隊ハ海上警察隊長必要アリト認ムルトキハ本編成ノ外治安部大臣ノ認可ヲ經テ警正又警佐ヲ部隊長トスル部隊ヲ設置スルコトヲ得

三　各科及各部隊ノ編成人員ハ海上警察隊長之ヲ定メ治安部大臣ニ報告スルモノトス

四　海上警察隊長ハ警備船ノ寄港及陸上連絡ノ爲三道浪頭竝ニ臺灣島ニ連絡員ヲ派駐シ又無線電信設置箇所タル莊河復州西海口ニ無電從事員ヲ駐在セシムルコトヲ得

昭和十四年七月 廿 日印刷
昭和十四年七月廿五日發行

滿洲國關稅法令集

定價壹圓參拾錢

著者　滿洲國經濟部協會
東京市神田區神保町一丁目一番地

發行者　株式會社 三省堂
代表者　龜井豐治
東京市小石川區諏訪町五十六番地

印刷者　株式會社 常磐印刷所
代表者　奈良直一

發行所　（東京市神田區神保町一ノ一）株式會社 三省堂
（振替 東京三一五五五）
（大阪市西區阿波座下通二ノ六）株式會社 三省堂大阪支店
（振替 大阪八一三〇〇）

壓卷！友邦滿洲への公道

滿洲國經濟部協會編纂
滿洲國關稅法令集
四六判・クルミ装・四七〇頁
定價 一・三〇 送料・一〇

滿洲帝國政府特設滿洲事情案內所編
在滿主要會社要覽
菊判・クルミ装・一四二頁
定價 一・〇〇 送料・〇九

滿洲帝國政府特設滿洲事情案內所編
滿洲戰蹟巡禮
菊半截判・レザー装・二一〇頁
定價 一・〇〇 送料・〇六

南滿中等教育研究會編
新撰
滿洲事情
菊判・美装・三六四頁
定價 一・五〇 送料・一〇

三省堂刊

H—656

權威！斯界隨一の指標！

東亞問題研究會編
滿洲國產業要覽
菊半截判・レザー装・二〇〇頁
定價 一・二〇 送料〇六

東亞問題研究會編
北支產業要覽
菊半截判・レザー装・二六四頁
定價 一・二〇 送料〇六

東亞問題研究會編
中支產業要覽
菊半截判・レザー装・二三六頁
定價 一・二〇 送料〇六

東亞問題研究會編
蒙古要覽
菊半截判・レザー装・二五〇頁
定價 一・二〇 送料〇六

三省堂刊

H—620

三省堂旅行案内部編

朝鮮滿洲旅行案内 二ツ折式ポケット判六頁 定價 ・四〇送料・〇三

全頁オフセット刷・詳密斬新且つ優美な快適案内書。

商大教授 佐藤 弘編

北支・シベリヤ・蒙古 菊判布装二六四頁 定價 二・三〇送料・一四

三地方の經濟地理を資源の分布と地圖化に力を注ぎ詳說。

東亞問題研究會編

滿洲國産業要覽 菊半截判レザー装二〇〇頁地圖入 定價 一・二〇送料・〇六

各種資料に基き産業事情を解說し要覽式にせる權威書。

三省堂刊

H—655

14.7
844
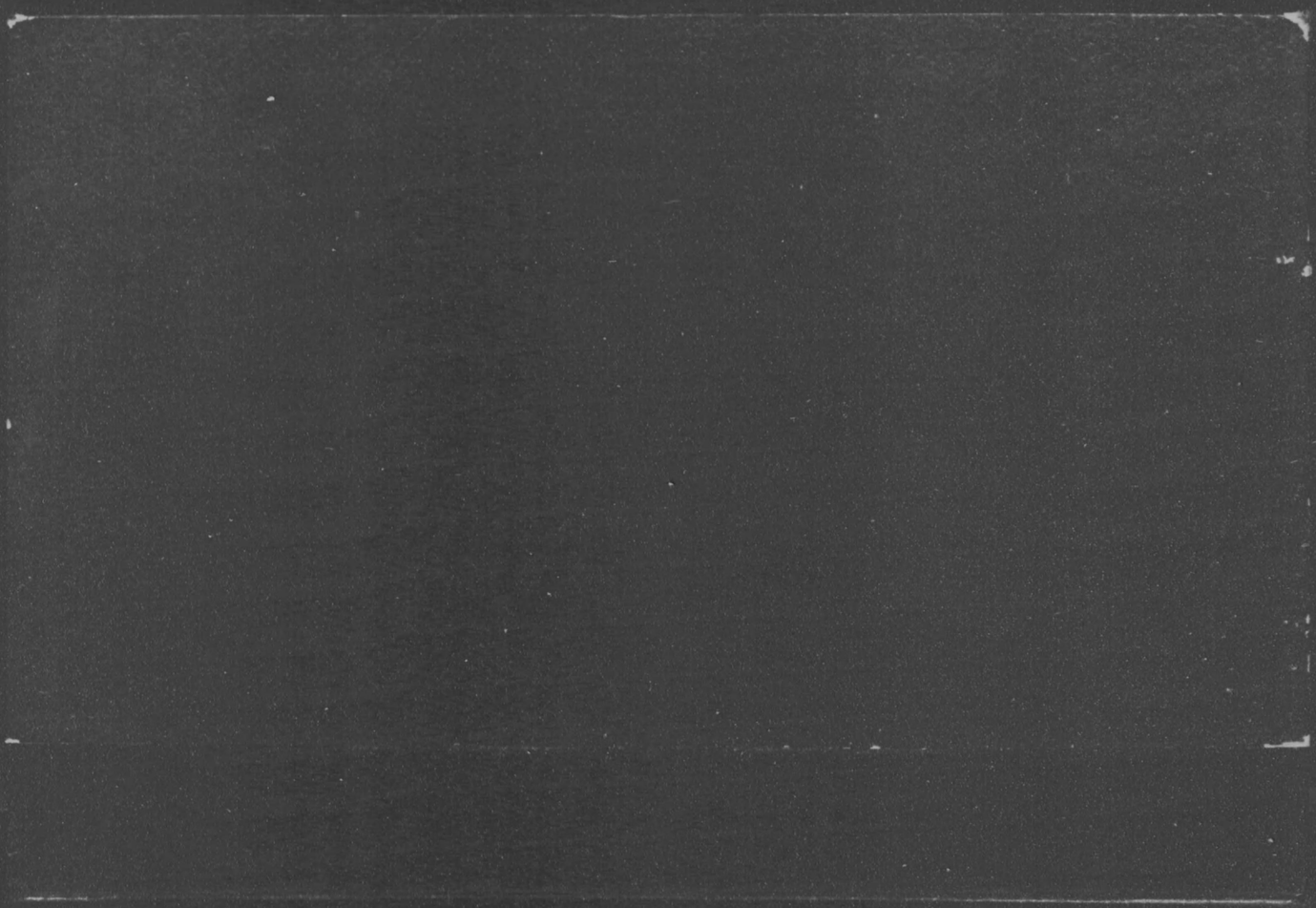
14.7
844